

岡山県国民保護計画の変更について

「岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）」について、次のとおり変更を行ったので、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

【主な変更内容】

1 県の組織再編に伴うもの

(変更前)		(変更後)
政策審議監	→	総合政策局
企画振興部	→	県民生活部
生活環境部	→	環境文化部

2 その他

- ・統計数値の更新等に伴う変更

(参考)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋
（基本指針）

第32条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～6 略

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。

岡山県国民保護計画



平成 2 3 年 3 月

岡 山 県

目 次

第1編	総 論	1
第1章	計画の目的、県の責務、構成等	1
1	計画の目的及び県の責務	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	1
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民への協力の要請	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
1	概況	10
2	地形	10
3	河川の概要	11
4	気候	11
5	人口分布等	11
6	道路の概要	13
7	鉄道、空港、港湾の概要	13
8	自衛隊施設の概要	15
9	その他の施設の概要	15
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	19
第2編	平素からの備えや予防	21
第1章	県の体制等	21
1	情報収集・連絡体制	21

2	県の配備体制	21
3	代替施設の確保等	22
第2章	関係機関との連携体制に関する平素からの備えや予防	23
第1	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的な事項	23
2	国の機関との連携	23
3	他の都道府県との連携	23
4	市町村との連携	24
5	指定公共機関等との連携	25
6	ボランティア団体等に対する支援	25
第2	通信の確保	26
1	非常通信体制の整備	26
2	非常通信体制の整備に当たっての留意事項	26
3	県警察における通信の確保	27
4	市町村における通信の確保	27
第3	情報収集・提供体制の整備	28
1	基本的な事項	28
2	警報等の通知に必要な準備	28
3	市町村における警報の伝達等に必要な準備	30
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	34
第4	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35
第3章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
1	避難に関する基本的な事項	36
2	救援に関する基本的な事項	36
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
4	交通の確保に関する体制等の整備	37
5	避難施設の指定	37
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	39
第4章	生活関連等施設の把握等	40
1	生活関連等施設の把握	40
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	40
3	市町村における平素からの備え	40
第5章	物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等	41
1	物資及び資材の備蓄	41

2	民間からの救援物資の受入体制の整備	4 1
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 1
4	市町村及び指定地方公共機関が管理する 施設及び設備の整備及び点検等	4 2
第6章	国民保護に関する啓発	4 3
1	国民保護措置に関する啓発	4 3
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	4 3
3	市町村における国民保護に関する啓発	4 3
第7章	平素からの備えや予防についての事務分掌	4 4
第3編	武力攻撃事態等への対処	4 6
第1章	連絡体制の迅速な確立	4 6
1	第1次連絡体制（担当課体制）	4 6
2	第2次連絡体制（関係部局等体制）	4 6
第2章	緊急事態連絡室の設置等	4 7
1	緊急事態連絡室の構成	4 7
2	緊急事態連絡室設置等の通知	4 7
3	緊急事態連絡室体制における初動措置	4 9
4	緊急事態連絡室の廃止及び緊急事態連絡室体制の解除	4 9
5	国民保護対策本部に移行する場合の調整	4 9
6	職員の参集が困難な場合の対応	4 9
7	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 0
第3章	県対策本部の設置等	5 1
1	県対策本部の役割	5 1
2	設置の手順等	5 1
3	組織構成	5 2
4	県対策本部長等の代替職員	5 3
5	県現地対策本部の設置	5 3
6	県対策本部長の権限	5 3
第4章	国民保護対策本部体制における県の業務	5 4
1	国民保護措置の実施体制	5 4
第5章	関係機関との連携	5 9
1	国の対策本部との連携	5 9
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	5 9
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	5 9
4	他の都道府県知事等に対する応援の要求、事務の委託	6 0
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	6 1
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 1
7	県の行う応援等	6 2

8	ボランティア団体等に対する支援等	63
9	住民への協力要請	63
第6章	警報及び避難の指示等	64
第1	警報の通知及び伝達	64
1	警報の通知等	64
2	市町村長の警報伝達等	65
3	緊急通報の発令	65
第2	避難の指示等	68
1	避難措置の指示	68
2	避難の指示	69
3	県による避難住民の誘導の支援等	74
4	避難実施要領	76
5	避難所等における安全確保等	79
6	避難措置の指示の解除及びそれに伴う県の措置	79
第7章	救援	80
1	救援の実施	80
2	国への要請等	80
3	救援の内容	81
4	救援の際の物資の売渡し要請等	84
第8章	安否情報の収集・提供	86
1	安否情報の収集・整理	86
2	総務大臣に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	87
4	日本赤十字社に対する協力	89
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	89
第9章	武力攻撃災害への対処	90
第1	生活関連等施設の安全確保等	90
1	武力攻撃災害への対処の基本的な事項	90
2	武力攻撃災害の兆候の通報	90
3	生活関連等施設の安全確保	90
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	95
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	96
1	武力攻撃原子力災害への対処	96
2	NBC攻撃による災害への対処	98
第3	応急措置等	101
1	退避の指示	101
2	知事、市町村長の事前措置	101
3	警戒区域の設定	102

4	応急公用負担等	102
5	消防等に関する指示	103
第10章	被災情報の収集及び報告	104
1	被災情報の収集及び報告	104
2	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	104
第11章	保健衛生の確保その他の措置	106
1	保健衛生の確保	106
2	廃棄物の処理	106
3	文化財の保護	107
第12章	国民生活の安定に関する措置	108
1	生活関連物資等の価格安定	108
2	避難住民等の生活安定等	109
3	生活基盤等の確保	110
第13章	交通規制	111
1	交通状況の把握	111
2	交通規制の実施	111
3	緊急通行車両の確認	111
4	交通規制等の周知徹底	111
5	緊急交通路確保のための権限等	111
6	関係機関との連携	112
第14章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	113
1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	113
2	赤十字標章等の交付及び管理	115
3	特殊標章等の交付及び管理	115
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	116
第4編	復旧等	117
第1章	応急の復旧	117
1	ライフライン施設の応急の復旧	117
2	通信機器の応急の復旧	117
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	117
4	国に対する支援要請	117
第2章	武力攻撃災害の復旧	118
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	119
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	119
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	119
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	119
4	総合調整及び指示に係る損失の補てん	121
5	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	121

第4章 復旧に関する県の実施体制	122
第5編 緊急処理事態への対処	123
1 緊急処理事態	123
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	123

用 語

※本計画中で使用する用語の意味と正式名称

○ 国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(平成16年6月18日法律第112号)

○ 国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(平成16年9月15日政令第275号)

○ 基本指針

国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

○ 県

岡山県知事及びその他の執行機関

○ 県国民保護計画

岡山県の国民の保護に関する計画(国民保護法第34条)

「岡山県国民保護計画」

○ 市町村国民保護計画

市町村の国民の保護に関する計画(国民保護法第35条)

○ 指定地方公共機関国民保護業務計画

指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画(国民保護法第36条)

○ 対策本部

武力攻撃事態等対策本部(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立及び国民の安全の確保に関する法律第10条)

○ 県対策本部(県国民保護対策本部)

岡山県国民保護対策本部(国民保護法第27条)

○ 市町村対策本部

市町村国民保護対策本部(国民保護法第27条)

○ 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の目的、県の責務、構成等

1 計画の目的及び県の責務

(1) 計画の目的

本計画は、県内の国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項及び県が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定め、もって国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

(2) 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国民の協力のもと、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の構成

本計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

本計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、計画の見直しに当たっては、岡山県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 変更手続

本計画の変更は、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議して行う（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、この限りでない。）。変更後、県議会に報告し、公表する。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、市町村国民保護計画を作成するものとする。

指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、指定地方公共機関国民保護業務計画を作成するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限尊重する。また、国民の自由と権利に制限が及ぶような場合にあつては、その制限は、必要最小限のものに限り、かつ、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民への協力の要請

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、強制にわたることがないように特に留意して、必要な援助について協力を要請する。

また、県は、消防団、自主防災組織及びボランティアが行う活動に対する支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、県内の国民保護措置の総合的な推進に当たっては、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

特に、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を最大限尊重する。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、高齢者、障がい者等へきめ細かな配慮を行うよう留意しつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、県は、日本に居住し、又は滞在している外国人に対しても、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岡 山 県	1 岡山県国民保護計画の作成 2 岡山県国民保護協議会の設置、運営 3 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (岡山財務事務所) (岡山財務事務所倉敷出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付 2 金融機関に対する特別措置の要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (宇野税関支署) (水島税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
岡山労働局 (県内公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (岡山森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (岡山河川事務所) (岡山国道事務所) (苫田ダム管理所) (宇野港湾事務所) (岡山営繕事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整

中国運輸局 (岡山運輸支局：本庁舎) (岡山運輸支局：玉野庁舎) (水島海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所) (岡山空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台 (岡山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (水島海上保安部) (玉野海上保安部) (福山海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生時による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局 (津山防衛事務所)	1 所管財産の使用に関する連絡調整

【指定公共機関】(法：国民保護法)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36①) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 8 武力攻撃災害の復旧(法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法145)
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

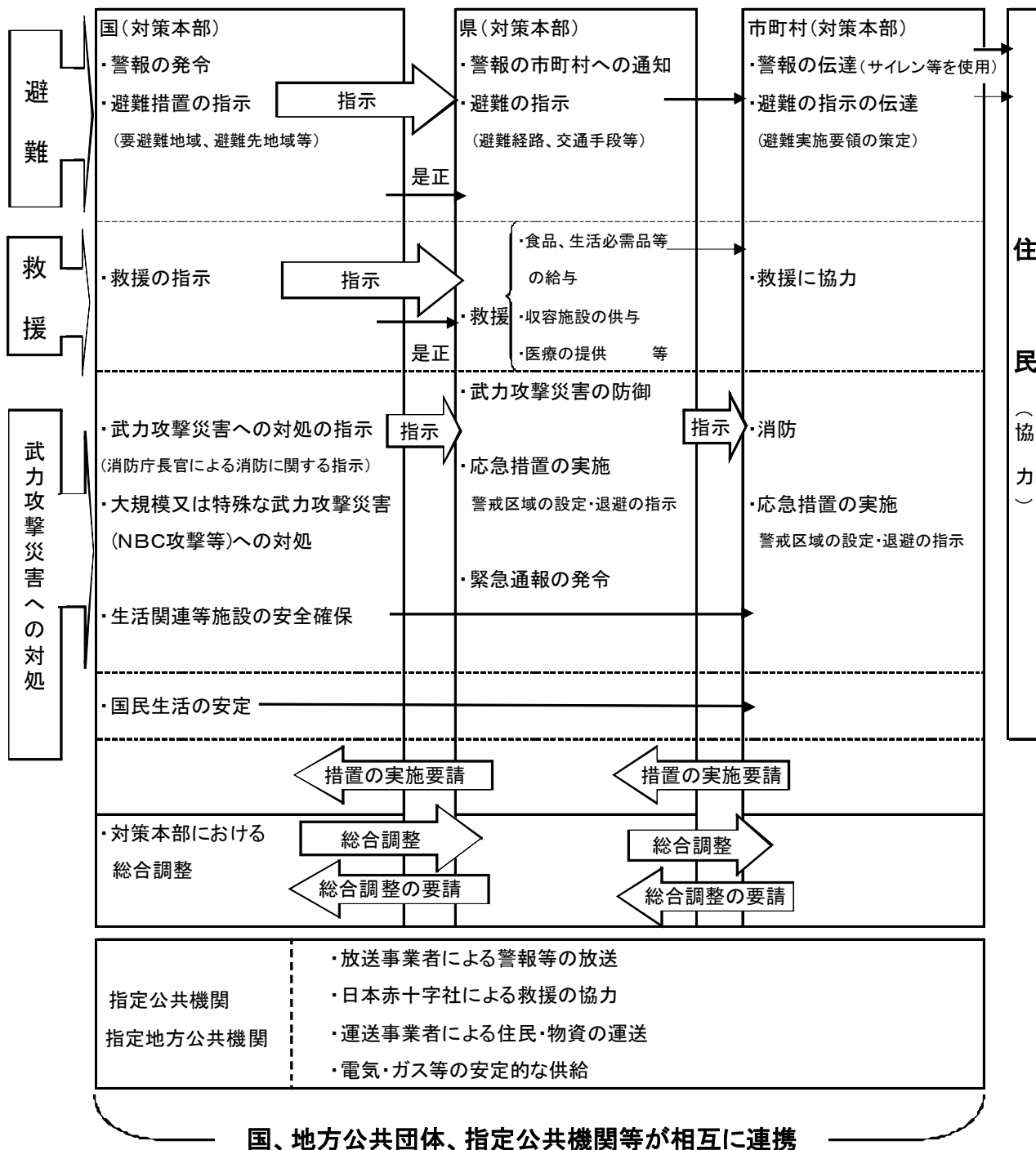
電気事業者	1 電気の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路等の管理者	1 道路等の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
(独)日本原子力研究開発機構	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

【指定地方公共機関】（法：国民保護法）

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法21） 2 国民に対する情報の提供（法8） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法36②） 4 組織の整備（法41） 5 訓練（法42） 6 被災情報の収集、報告（法126、127） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法139） 8 武力攻撃災害の復旧（法141） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療関係機関	1 医療の確保

[参 考]

国民の保護に関する仕組み



第4章 県の地理的、社会的特徴

1 概況

岡山県は、中国地方の東部山陽道のほぼ中央に位置し、東は兵庫県、西は広島県、そして南は瀬戸内海を介して香川県、北は中国山地により鳥取県と接している。地形は、概して北が高く、瀬戸内海に向かって緩やかに傾斜し、県南の沿岸部では平野が広がっている。

本県は、「晴れの国おかやま」と呼ばれるように雨が少ない温暖な気候のもとに、山海の豊かな産物や多様な産業をはぐくむとともに、香り高い独特の「吉備文化」を今に伝えている。

県内には、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線や瀬戸中央自動車道など、縦横に延びる高速自動車道をはじめ、山陽新幹線などの鉄道網、3,000m滑走路を持つ岡山空港、特定重要港湾の水島港など、広域交通インフラが整備されており、西日本有数の広域交通拠点として発展している。

また、南部の岡山市を中心に、丘陵等の開発や低地への住宅地の開発等、新たな市街地の形成がすすみ、岡山、倉敷の2市に県人口の半数以上が集中している。

産業面では、伝統的な米作りやモモ、ピオーネ等の果樹栽培等の農林水産業のほか、繊維や耐火れんが等の地場産業、自動車や造船等の加工組立、鉄鋼や化学等の素材型産業等、多種多様である。

中でも、倉敷市にある水島臨海地区には、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、食品工業が操業しており、製造品出荷額等（平成20年）において全県の約51%、従業者数において全県の約16%を占めるなど、県経済等の中核を担っている。

※ 工業統計調査における「水島工業地帯」は水島臨海地区よりやや広い地域が対象となっている。

2 地形

[岡山県の位置]

方 位	地 名	経度・緯度
東 端	美作市後山	東経 134度24分
西 端	新見市神郷油野	東経 133度16分
南 端	笠岡市六島	北緯 34度17分
北 端	苫田郡鏡野町上齋原	北緯 35度20分

県土の地形の概要は次のとおりである。

(1) 中国山地

高度900～1,300mの山頂が東西に連なる中起伏・小起伏の山地で、主なものとして、備北山地、蒜山山地、那岐山山地、後山山地がある。

(2) 吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300～600mの山陵が連なる台地状の山地である。

この山地の西部石灰岩地域は、阿哲台、上房台と呼ばれ、石灰岩地帯特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と中国山地との間には、津山、新見などの盆地が東西に列なっている。

(3) 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300m内外の小起伏山地と200m以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地形となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

(4) 瀬戸内海沿岸平野

岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

(5) 瀬戸内海島嶼部

島嶼部は、笠岡諸島、牛窓諸島、日生諸島がある。

3 河川の概要

岡山県には、東から吉井川、旭川、高梁川の三大水系があり、一、二級水系522河川が県内を網の目のように流下している。

また、三大河川は、水源を北部の中国山地に発し、上流部盆地を経て、県中部丘陵地帯の狭小な溪谷を蛇行し、南部平野を緩勾配で貫流し、瀬戸内海に注いでいる。

4 気候

岡山県は、気温・降水量の面から、北部・中部・南部の3区域に分けられる。

瀬戸内海に面した南部は、温暖で降水量は年間を通じて少ない。

また、中国山地を主体とする北部は、気温は低く降水量は年間を通じて多く、吉備高原を主体とする中部は、一般に温暖で降水量は梅雨期・台風期を除き少ない。

5 人口分布等

人口を市町村別にみると、県内27市町村（15市10町2村）のうち岡山市が、705,685人で最も多く、次いで倉敷市が474,238人で両市で県人口の約60%を占めている。

市町村別の人口密度は、早島町が1,594.0人で最も高く、次いで、倉敷市（1,336.9人）、岡山市（893.4人）の順になっている。

市町村別人口、面積、人口密度					
	人 口(単位：人) (平成22年11月1日現在) ＜岡山県毎月流動人口調査結果＞			面積(単位：k m ²) (平成21年10月1日現在) ＜ 全国都道府県 市町村別面積調 ＞	人口密度 (人/k m ²)
	男	女	計		
岡山県計	929,040	1,008,728	1,937,768	7,113.21	272.4
岡山市	338,800	366,885	705,685	789.91	893.4
倉敷市	230,028	244,210	474,238	354.72	1,336.9
津山市	50,628	56,313	106,941	506.36	211.2
玉野市	30,874	33,120	63,994	103.63	617.5
笠岡市	25,528	28,566	54,094	136.03	397.7
井原市	20,521	22,756	43,277	243.36	177.8
総社市	31,794	34,279	66,073	212.00	311.7
高梁市	17,206	18,784	35,990	547.01	65.8
新見市	15,831	17,667	33,498	793.27	42.2
備前市	17,721	19,640	37,361	258.23	144.7
瀬戸内市	17,842	20,067	37,909	125.53	302.0
赤磐市	20,555	22,868	43,423	209.43	207.3
真庭市	23,004	25,686	48,690	828.43	58.8
美作市	14,285	15,947	30,232	429.19	70.4
浅口市	17,220	18,756	35,976	66.46	541.3
市部計	871,837	945,544	1,817,381	5,603.56	324.3
和気町	7,165	8,047	15,212	144.23	105.5
早島町	5,850	6,280	12,130	7.61	1,594.0
里庄町	5,147	5,743	10,890	12.23	890.4
矢掛町	7,059	7,919	14,978	90.62	165.3
新庄村	453	508	961	67.10	14.3
鏡野町	6,459	7,167	13,626	419.69	32.5
勝央町	5,350	5,845	11,195	54.09	207.0
奈義町	2,984	3,108	6,092	69.54	87.6
西粟倉村	749	837	1,586	57.93	27.4
久米南町	2,488	2,740	5,228	78.60	66.5
美咲町	7,301	8,160	15,461	232.15	66.6
吉備中央町	6,198	6,830	13,028	268.73	48.5
郡部計	57,203	63,184	120,387	1,502.52	80.1
境界未定		児島湖		7.13	

注) 児島湖は、水面が境界未定のため、岡山市及び玉野市の面積に含まない。

6 道路の概要

名 称		県 内 の 区 間	
広 域 高 速 網	中国縦貫自動車道	美作市田原字杉坂地内	～ 新見市哲西町大竹字笹ノ田地内
	山陽自動車道	備前市三石字才ノ谷地内	～ 笠岡市篠坂字福井地内
	山陽自動車道 早島支線	倉敷市三田地内	～ 都窪郡早島町早島地内
	岡山自動車道	岡山市北区津寺地内	～ 真庭市山田字境前地内
	米子自動車道	真庭市中河内字猪ノ山谷地内	～ 真庭市蒜山上徳山地内
	瀬戸中央自動車道	都窪郡早島町早島地内	～ 倉敷市下津井田ノ浦地内
	鳥取自動車道	美作市宮本地内	～ 美作市今岡地内
県 内 主 要 国 道	2号	備前市三石地内	～ 笠岡市用之江地内
	30号	岡山市北区東中央町地内	～ 玉野市築港檜垣地内
	53号	岡山市北区東中央町地内	～ 勝田郡奈義町馬桑字水晶ヶ平地内
	179号	美作市土居地内	～ 苫田郡鏡野町上齋原木路畝地内
	180号	岡山市北区東中央町地内	～ 新見市千屋花見地内
	181号	津山市津山口字久保田北地内	～ 真庭郡新庄村播ノ木地内
	182号	新見市上市地内	～ 新見市哲西町大竹字屋形原地内
	250号	備前市日生町寒河字蛙谷地内	～ 岡山市北区東中央町地内
	313号	井原市高屋町地内	～ 真庭市蒜山下長田地内
	373号	美作市西町字青ラ山地内	～ 英田郡西粟倉村坂根字六路地内
	374号	備前市伊部字出口地内	～ 津山市河辺字風呂屋地内
	429号	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎地内	～ 美作市後山字日名倉山地内
	430号	倉敷市連島町西之浦字弁才天地内	～ 玉野市宇野地内
	482号	苫田郡鏡野町上齋原字宮ヶ谷地内	～ 真庭市蒜山上徳山字川上地内
	484号	備前市伊部字出口地内	～ 高梁市段町地内
	486号	総社市溝口字三ツ溝地内	～ 井原市高屋町地内

7 鉄道、空港、港湾の概要

(1) 鉄道

路 線 名	路 線 区 間
J R 山陽新幹線	～ 岡山駅 ～ 新倉敷駅 ～
J R 山陽本線	～ 三石駅 ～ 岡山駅 ～ 笠岡駅 ～
J R 赤穂線	～ 寒河駅 ～ 東岡山駅
J R 宇野線	岡山駅 ～ 茶屋町駅 ～ 宇野駅
J R 本四備讃線	茶屋町駅 ～ 児島駅 ～
J R 吉備線	岡山駅 ～ 総社駅
J R 伯備線	倉敷駅 ～ 総社駅 ～ 新見駅 ～ 備中神代駅 ～ 新郷駅 ～
J R 津山線	岡山駅 ～ 津山駅
J R 因美線	東津山駅 ～ 美作河井駅 ～
J R 姫新線	～ 美作土居駅 ～ 東津山駅 ～ 津山駅 ～ 新見駅
J R 芸備線	備中神代駅 ～ 野馳駅 ～
井原鉄道(株)	総社駅 ～ 子守唄の里高屋駅 ～
智頭急行(株)	～ 宮本武蔵駅 ～ あわくら温泉駅 ～
水島臨海鉄道(株)	倉敷市駅 ～ 三菱自工前駅

(2) 空港

名称	所在地	滑走路
岡山空港	岡山市北区日応寺1277	3,000m、幅45m
岡南飛行場	岡山市南区浦安南町640	1,200m、幅30m

(3) 港湾(特定重要港湾及び重要港湾)

名称	位置	公共埠頭	水深	延長	ハース数
水島港	倉敷市	(水島地区)			
		西公共(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	305m	—
		西公共埠頭1号岸壁A	(-)10.0m	185m	1
		西公共埠頭2号岸壁A	(-)9.0m	130m	1
		東公共物揚場	(-)4.0m	230m	—
		東公共岸壁	(-)5.5m	360m	4
		船舶廃油処理場棧橋	(-)8.0m	366m	4
		高島(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	130m	2
		(玉島地区)			
		玉島埠頭(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	653m	9
		玉島1号埠頭岸壁	(-)5.5m	630m	7
		乙島(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	400m	5
		玉島2号埠頭物揚場	(-)4.0m	380m	5
		玉島3号埠頭岸壁	(-)5.5m	730m	8
		玉島4号埠頭岸壁	(-)7.5m	780m	6
		玉島外貿1号埠頭岸壁	(-)10.0m	370m	2
		玉島(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	120m	1
		玉島ハーバースアイント`4号埠頭岸壁	(-)7.5m	520m	4
		玉島ハーバースアイント`5号埠頭物揚場	(-)4.0m	380m	6
国際コンテナターミナル岸壁	(-)10.0m	340m	2		
宇野港	玉野市	(宇野地区)			
		第1突堤フェリー岸壁	(-)4.5m	200m	1
		第1突堤(-)4.5m岸壁	(-)4.5m	100m	1
		第1突堤(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	120m	1
		第1突堤(-)10m岸壁	(-)10.0m	280m	1
		第3突堤(-)10m岸壁	(-)10.0m	185m	1
		第3突堤(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	90m	1
		(日比地区)			
		(-)10m物専岸壁	(-)10.0m	185m	1
		(田井地区)			
		田井Aトルフィン	(-)12.0m	240m	1

		田井B岸壁	(-)12.0m	240m	1
		田井C岸壁	(-)12.0m	240m	1
		田井D岸壁	(-)10.0m	185m	1
		田井E岸壁	(-)5.5m	90m	1
		田井F岸壁	(-)5.5m	90m	1
岡山港	岡山市	(福島地区)			
		(-)6.0m岸壁	(-)6.0m	105m	1
		(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	90m	1
		(高島地区)			
		(-)7.5m岸壁	(-)7.5m	260m	2
		(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	470m	5

注) 水島港は特定重要港湾、宇野港及び岡山港は重要港湾

8 自衛隊施設の概要

(1) 日本原駐屯地及び日本原演習場

日本原駐屯地及び日本原演習場は、岡山県の北東部に位置し中国山地の南西に広がる高原地帯で鳥取県境に隣接する奈義町及び津山市に位置している。

同駐屯地には、第13特科隊、第13高射特科中隊、第13戦車中隊等の部隊が駐屯している。

(2) 三軒屋駐屯地

三軒屋駐屯地は岡山駅から約4.5kmの岡山市北部郊外に位置している。同駐屯地には関西補給処三軒屋弾薬支処及び第305施設隊等の部隊が駐屯している。

9 その他の施設の概要

(1) 原子力施設の概要

設置者	事業所名称	事業所所在地	施設名
(独) 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	苫田郡鏡野町 上齋原1550	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設

(2) コンビナートの概要

特別防災区域名	事業所数	企業名
水島臨海地区	27	旭化成ケミカルズ(株)水島製造所 (B地区事業所)
		〃 (C地区事業所)
		JX日鉱日石エネルギー(株)水島製油所A工場
		〃 B工場
		〃 第2原油基地

		J X 日鉱日石エネルギー(株)水島製油所潤滑油物流センター 三菱化学(株)水島事業所 日本ゼオン(株)水島工場 三菱ガス化学(株)水島工場 日本合成化学工業(株)生産技術本部水島工場 ダイソー(株)水島工場 中国電力(株)水島発電所 〃 玉島発電所 瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所 J F E スチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区) J F E ケミカル(株)西日本製造所倉敷工場 日清オイリオグループ(株)水島工場 関東電化工業(株)水島工場 荒川化学工業(株)水島工場 日本曹達(株)水島工場 (株)水島オキシトン水島工場 岡山化成(株)水島工場 東京製鐵(株)岡山工場 三菱自動車工業(株)水島製作所 (株)クラレ倉敷事業所 (株)水島エコワークス 中国製油(株)水島工場
福山・笠岡地区	1	J F E スチール(株)西日本製鉄所 (福山地区) ※岡山県、広島県の2県にまたがっている。 (合同事業所：J F E ケミカル(株)西日本製造所笠岡工場)

注) 上表は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域及び当該区域内の同法に定める第1種、第2種事業所を掲載。

① 水島臨海地区の概要

水島臨海地区は、倉敷市の水島地区、玉島南東部地区及び児島塩生地区にまたがる特定重要港湾水島港の区域及びその背後地の一帯を総称し、中国地方有数の河川である高梁川の河口に形成された三角洲と沿岸一帯の遠浅海面を埋立てて造成した地域であり、特別防災区域の面積は約25,610千㎡である。

同地区には、現在、石油コンビナート等災害防止法にいう第一種事業所が14、第二種事業所が13操業している。

同地区における石油の貯蔵取扱量は987万kl、高圧ガス（不活性ガスを除く）の総処理量は146,885万Nm³/日であり、当該地区へ設置されている施設は特定法（主に消防法、高圧ガス保安法及び労働安全衛生法）の規定に基づき保安管理がなされている。

また、現在、40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地の建設も進められている。

なお、県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和51年度にコンビナート防災

関係機関の代表者により構成される「岡山県石油コンビナート等防災本部」を設置し、更に「岡山県石油コンビナート等防災計画」を策定し、以来、同計画に基づき、災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

② 福山・笠岡地区の概要

福山・笠岡地区は、広島県の東南端（福山市）から岡山県の西南端（笠岡市）に位置しており、特別防災区域の面積は約11,152千㎡（福山地区：約9,507千㎡、笠岡地区：約1,645千㎡）である。

同地区の、特別防災区域は、大別すると鋼管地区（福山市及び笠岡市）と簗沖地区（福山市）に分かれ、岡山県関係では、笠岡市の鋼管地区に、昭和63年、アドケムコ㈱（現JFEケミカル㈱西日本製造所笠岡工場[※]）が立地、操業を開始し現在に至っている。

なお、岡山県及び広島県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和63年度にコンビナート防災関係機関の代表者により構成される「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」を設置し、更に「福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画」を策定し、以来、同計画に基づき、災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

※ JFEケミカル㈱西日本製造所笠岡工場は、石油コンビナート等災害防止法にいう第一種事業所であるJFEスチール㈱西日本製鉄所と合同事業所として扱われる。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

本計画においては、武力攻撃事態として、基本指針において想定している次の4類型を対象とする。

なお、基本指針において想定している各類型の特徴及び留意点は次のとおりである。

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

船舶により上陸を行う場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。また、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

事前にその活動を予測あるいは察知することが困難で、突発的に被害が生ずる。このため、都市部をはじめ、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となる。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティボム^{*}が使用される場合がある。

※ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置が必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC^{*}弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

※NBC：核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

本計画においては、緊急処理事態として、基本指針において想定している次のような事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 県の体制等

1 情報収集・連絡体制

県は、武力攻撃等の発生に備え、国や市町村その他関係機関との情報収集・連絡体制を確立するため、危機管理課職員に携帯電話を携行させるほか、一斉同報システムによる通信連絡の確保、危機管理要員による夜間・休日時の連絡体制などにより、24時間即応可能な体制を確立する。

また、県の幹部職員及び各部局等の連絡員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

2 県の配備体制

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。

【職員配備体制】

体制	配備
①第1次連絡体制(担当課体制)	危機管理課職員
②第2次連絡体制(関係部局等体制)	危機管理課、各部局防災主管課及び関係県民局連絡員
③緊急事態連絡室体制	原則として、国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員(概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、知事はその都度判断)
④国民保護対策本部体制	原則として、全ての県職員 ^{※1、※2}

※1 長期間の国民保護措置にも対応できるよう、職員は原則3交替制とする。

※2 県警察においても、同様に初動体制を整備する。

【体制の設置基準】

事態の状況	体制	体制の設置基準	
事態認定前	①	情報収集等が必要な場合	
	②	専門的な観点から幅広い情報収集等が必要な場合	
	③	県内で相当程度の人的・物的被害が発生するなど、県の全部局等・県民局等での対応が必要な場合	
事態認定後	②	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	下欄アに掲げる地域以外で多数の死傷者が発生するなどの事案が発生した場合
	③		ア 近隣府県(概ね中四国、近畿地方)に多数の死傷者が発生するなどの事案が発生した場合
			イ 県内で相当程度の人的・物的被害が発生した場合
			ウ その他、知事が必要と認めた場合
④	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

3 代替施設の確保等

県は、上記各体制が円滑に運営できるよう、代替施設の確保等について次のとおり定める。

項 目	内 容
代替施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部を設置する本部会議室が被災したときは、県立図書館多目的ホールを代替施設とする。
食料、燃料等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の食料、燃料等については、最低限3日分を確保する。
自家発電設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁、各県民局等において防災用の自家用発電設備で対応する。
仮眠設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁、各県民局等に仮眠設備を確保する。

第2章 関係機関との連携体制に関する平素からの備えや予防

第1 関係機関との連携体制の整備

1 基本的な事項

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の連絡の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、「避難」、「救援」等の個々の国民保護措置に関して、関係機関による意見交換の場を設ける。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に行えるよう、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁等の指定行政機関や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に行えるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、県内の国民保護措置が円滑に行えるよう、第1編第3章1に掲げる指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域内を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

このため、防災のために締結されている中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、中国5県災害時の相互応援に関する協定、兵庫県・岡山県災害時の相互応援に関する協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

(2) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(3) 近接する都道府県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、中国四国各県及び兵庫県との間で緊密な情報の共有を図る。

また、生物剤による攻撃に伴う災害を防止するためにも、近接する県との間で緊密な情報の共有に努める。

(4) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、特に必要な場合には、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託することとし、その場合に備えて、他県との緊密な連携を図るなど必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、県内の市町村との緊密な連携を図るため、市町村の連絡先については、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、知事が市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、市町村と調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を受けるに当たっては、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性が確保されるよう留意する。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会の設定、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際の支援などを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、県内の消防機関との間で情報連絡体制の構築に努めるとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

県は、市町村を通じて地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団の参加について配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図るため、指定公共機関等の連絡先については、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の円滑な推進に関する助言

県は、国民保護業務計画について指定地方公共機関から報告を受けた場合には、必要な助言を行う。

(3) 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携等

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携体制の整備を図る。

(4) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関と締結している防災についての協定等を基礎として、武力攻撃災害時においても関係機関から物資及び資材の供給などの必要な協力が得られるよう、これらの協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) ボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 自主防災組織に対する支援

市町村は、研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との連携が図られるよう配慮するものとする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るものとし、県はこれらについて市町村を支援する。

第2 通信の確保

1 非常通信体制の整備

県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成される中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備や応急対策等、非常時における重要通信の確保に必要な体制を整備する。

2 非常通信体制の整備に当たっての留意事項

(1) 施設・設備面

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の通信手段の整備、通信機器装置の二重化等、障害発生時における非常通信体制の整備を図るよう努める。
- ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充及び国、市町村など関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。また、アマチュア無線の団体への協力要請についても検討する。
- ③ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ④ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑤ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
- ⑥ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳、通信途絶及び庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ⑦ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 県警察における通信の確保

県警察は、中国管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の早急な整備に努めるものとする。なお、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第3 情報収集・提供体制の整備

1 基本的な事項

(1) 情報収集・提供体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して収集、整理し、関係機関及び住民にこれらの情報を提供するための体制の整備に努める。

特に、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に配慮すべき者に対しても、情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

(2) 県警察における体制の整備

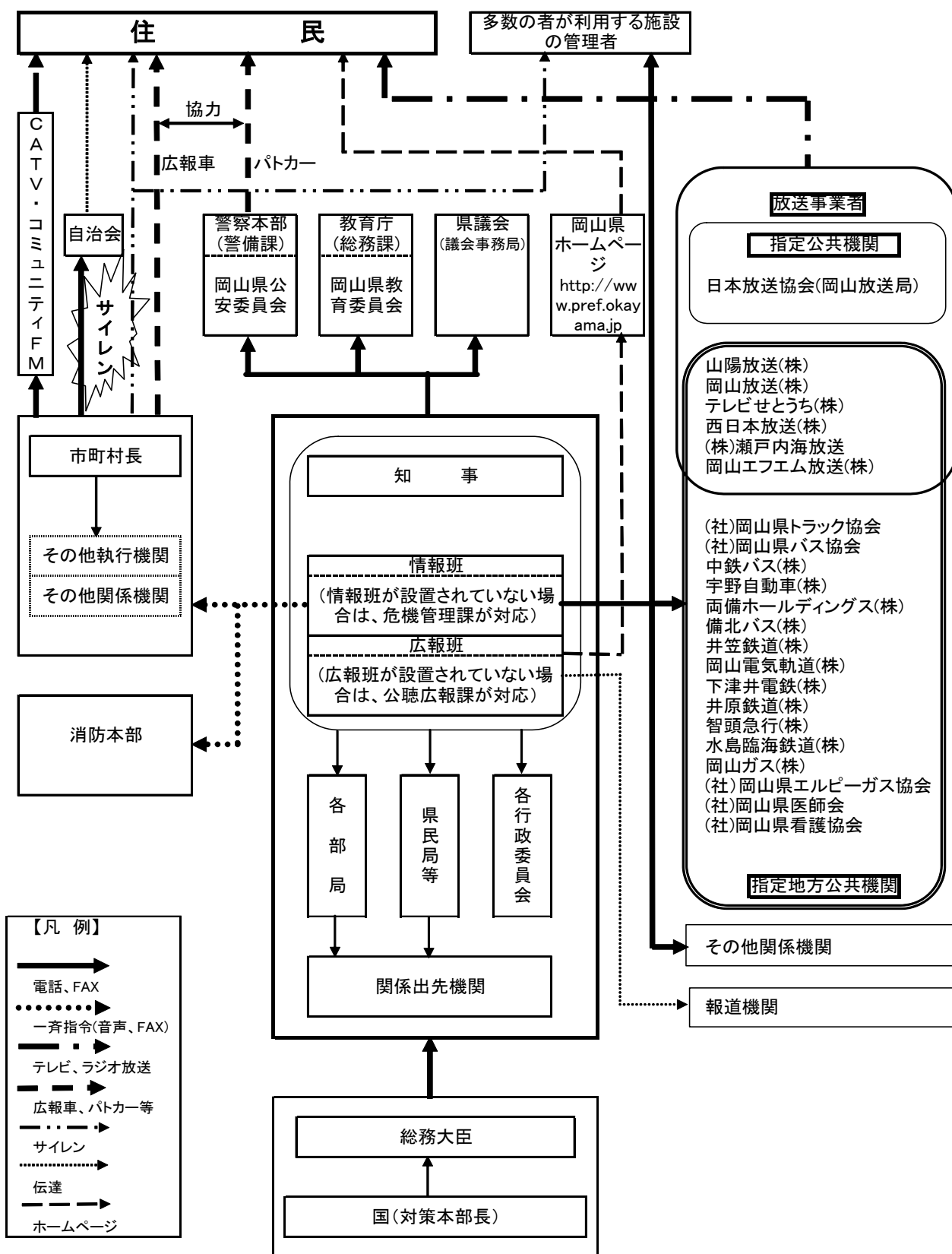
県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先

国の対策本部長が発令した警報の通知を消防庁から受けたときに知事が行う連絡の通知先は、次図のとおりとする。

知事から関係機関への警報の通知・伝達



(2) 警報の伝達先となる大規模集客施設等

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が行う伝達先となる学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設その他多数の者が利用する施設について、市町村と調整し、別に定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し迅速に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。また、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を整備する。

3 市町村における警報の伝達等に必要な準備

(1) 住民及び関係団体への伝達

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について上記の図を参考に、あらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 警報の通知先

市町村は、警報を通知すべき国民保護法第47条第1項に定める「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報は次のとおりとする。

県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書とする。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
 - ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 死体の所在

【様式第 3 号】

様式第 3号(第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、安否情報システム及び防災情報ネットワークシステムの活用など、必要な体制整備を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関を統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

市町村からの被災情報の報告様式は、次の様式1とする。県は、市町村に対しこの様式により適時適切に被災情報を報告するよう周知を図る。

また、運送事業者や医療関係機関である指定地方公共機関に対しても、収集した被災情報を速やかに報告するようあらかじめ要請する。

なお、国（消防庁）に対する被災情報の報告様式は様式2のとおりである。

【被災情報の報告様式1】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分							
市 町 村 名							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

【被災情報の報告様式2】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
岡 山 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ市町村国民保護計画に定めるとともに、情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4 研修及び訓練

1 研修

(1) 国の研修機関等の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質向上のため、国の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 県による研修の実施

県は、市町村と連携し、国が作成するビデオ教材やeラーニング、外部有識者等の積極的な活用を図るなど多様な方法により研修を実施する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、国、他の都道府県、市町村、消防、県警察並びに本県の区域を管轄する管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と連携して国民保護措置の円滑な実施のための訓練を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

県が実施する訓練は次のとおりとする。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - ② 住民の避難誘導や救援等の訓練においては、特に高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかける。また、訓練の開催時期、場所等の設定に当たっては、住民の参加が得られるよう配慮する。
 - ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - ⑥ 県警察は、訓練の実施に当たっては、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
-

第3章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的な事項

(1) 基礎的資料の備えつけ

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、道路網、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、必要な助言を行う。また、県警察は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的な事項

(1) 基礎的資料の調製

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の避難施設、備蓄物資のリスト等及び関係医療機関等のデータベース等の必要な基礎的資料を調製する。

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等のための通信手段を確保するため、必要な通信設備等の臨時設置について、あらかじめ電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療実施の要請方法等

県は、(社)岡山県医師会や(社)岡山県病院協会等、医療関係団体と協議し、救援に必要な医療実施の要請方法等についてあらかじめ定める。

(4) 市町村との調整

県は、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握に努めるとともに、国との連携により、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関（(社)岡山県トラック協会、(社)岡山県バス協会等）と協議し、広域的な運送ネットワークの形成に努める。

(1) 輸送力等の把握

県は、県内に営業区域を持つ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容、運送事業者や中国運輸局等からの聞取等により、運送事業者の輸送力及び輸送施設について把握する。

(2) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に行われるよう、道路管理者である中国地方整備局岡山国道事務所、西日本高速道路(株)中国支社、本州四国連絡高速道路(株)等の協力を得て、道路網リストを活用し、適切な運送経路設定のための準備を行う。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、指定地方行政機関である中国管区警察局と連携し、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において県公安委員会が行う、緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の方針

県は、区域の人口や都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等を踏まえ、次に掲げる事項に特に留意し、市町村の協力を得て、あらかじめ避難施設の指定を行う。

- ① 県は避難施設として学校、公民館、体育館等の施設のほか、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

- ⑥ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(2) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定しようとするときは、あらかじめ施設管理者の同意を文書により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(3) 避難施設の廃止、用途変更等届出の周知

県は、指定の同意を得た当該施設の管理者に対し、施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴うときは、国民保護法第149条に基づき県にあらかじめ届け出る必要があることを周知する。

(4) 避難施設情報の整理・報告

県は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設に関する各種情報を整理するとともに、当該情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合も同様とする。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設に関する各種情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得て、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 岡山市における避難施設の指定

政令指定都市である岡山市における避難施設の指定は、国民保護法第184条の規定に基づき、岡山市が行うこととする。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県及び県警察等、関係機関との協議により、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2) 運送体制の整備等

市町村は、住民の避難及び緊急物資の運送を迅速かつ適切に行えるよう、運送体制の整備に努めるものとする。また、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報把握に努めるものとする。

(3) 救援のための体制整備

救援に関する市町村と県との役割分担は概ね次のとおりであり、市町村は、実施すべき各項目について関係機関と密接な連携体制を構築するなど、平素から実施体制の整備を図るものとする。なお、政令市である岡山市においては、救援に関して実施主体となる。

項 目	実施主体	
	県	市町村
① 収容施設の供与	◎	○
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
③ 医療の提供及び助産	◎	○
④ 被災者の捜索及び救出	◎	◎
⑤ 埋葬及び火葬	◎	◎
⑥ 電話その他の通信設備の提供	◎	○
⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
⑧ 学用品の給与	○	◎
⑨ 死体の捜索及び処理	◎	◎
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	◎	○

注) 表中の◎は主な実施主体を示し、○は補助を示す。

岡山市においては、①～⑩の項目全てが主な実施主体となる。

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する国民保護法施行令第27条に定める発電所、変電所等の生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁などの情報等に基づき施設の種類、名称、所在地、管理者及び連絡先等の事項について把握し、整理する。

(2) 県警察及び海上保安部等に対する情報提供

知事は、県警察並びに水島海上保安部、玉野海上保安部及び福山海上保安署の長（以下「海上保安部長等」という。）に対し把握し、整理している生活関連等施設に関する情報を提供する。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）（以下「安全確保の留意点」という。）を通知し、周知を図る。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全を確保するために必要な措置について別に定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保に関する必要な措置を自主的な判断に基づき定めるよう、要請する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保に関する必要な措置を定めるものとする。

第5章 物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等

1 物資及び資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

県は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材で、防災のための備蓄と相互に兼用することができるものについては、これを活用することとし、県が保有する救援物資備蓄センターや市町村の備蓄倉庫の物資や資材の計画的な補填等備蓄の充実に努める。

(2) 特殊な物資及び資材の備蓄等

県は、国民保護措置の実施のため特に必要な化学防護服や放射線測定装置等の特殊な資機材や安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品など、国において備蓄等が行われるものについては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ備蓄等に努める。

(3) 市町村等における物資及び資材の備蓄

市町村は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量等の把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

また、指定地方公共機関においても、市町村に準じて、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄に努めるものとする。

2 民間からの救援物資の受入体制の整備

県は、民間から提供される物資の円滑な受入れを図るため、県庁、各県民局等に物資の受入窓口を設けるとともに、仕分け、避難施設への配送等を行うための体制を整備する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、県が管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、当該施設及び設備の整備、点検を行う。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、県工業用水道、岡山情報ハイウェイ等について、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市町村及び指定地方公共機関は、自ら管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、それぞれ当該施設及び設備の整備、点検を行うものとする。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市町村は、その管理する水道、工業用水道等について、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

また、ガス事業者である指定地方公共機関も同様に努めるものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市町村及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第6章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、広報や研修会、講演会等の開催により国民保護措置に関して住民に対する啓発を行う。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語による広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発に努める。

(2) 防災に関する啓発の手段の活用

県は、市町村と連携しつつ、防災に関する啓発の手段を活用し、消防団及び自主防災組織の構成員をはじめ、地域住民に対して国民保護措置に関する啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき行動等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報や不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、弾道ミサイルが飛来した場合やテロが発生した場合における住民の屋内への一時的な避難等についても、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底を図る。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとする。

第7章 平素からの備えや予防についての事務分掌

本編第1章から前章までの事務の分担は、次のとおりとする。

なお、各部局等は、第3編第4章に定める国民保護措置を実施する班の業務及び第4編第4章に定める復旧に対する業務の実施に必要な準備を行う。

事 務	頁	担当部局等
1. 国民保護措置の実施のための関係連絡先の把握及び意見交換の場の設定に関すること	23	危機管理課
2. 消防庁等指定行政機関等（内閣官房）、防衛省・自衛隊との連携に関すること	23	
3. 他県との相互（広域）応援体制の整備に関すること	23	
4. 避難経路・運送手段等に関する近隣県との情報共有に関すること	24	
5. 他の都道府県への事務委託に備えた連携、準備に関すること	24	
6. 市町村への連絡のための基礎資料の整備に関すること	24	
7. 市町村事務の代行のための調整に関すること	24	
8. 県国民保護計画と市町村国民保護計画との整合性確保に関すること	24	
9. 市町村間の連携の確保に関すること	24	
10. 市町村相互の協議機会の設定、協定見直しの支援等市町村間の連携の確保に関すること	24	
11. 指定公共機関等への連絡のための基礎資料の整備に関すること	25	
12. 指定地方公共機関業務計画への助言に関すること	25	
13. 自主防災組織への支援に関すること	25	
14. 非常通信体制の整備に関すること	26	
15. 県が行う警報通知先に関する市町村との調整に関すること	28	
16. 国民保護措置に関する研修及び訓練の実施に関すること	35	
17. 避難に関する基礎的資料（道路網、避難施設のリスト）常備に関すること	36	
18. 避難実施要領パターン作成の支援に関すること	36	
19. 救援に関する基礎資料（収容施設、備蓄リスト）の調整に関すること	36	
20. 避難住民等の通信手段確保のための電気通信事業者との協議に関すること	36	
21. 市町村が行う救援措置との調整に関すること	36	
22. 運送経路及び輸送力等の把握に関すること	36	
23. 避難施設の指定及び廃止、用途変更等届出の周知に関すること	38	
24. 避難施設情報の整理及び国への報告に関すること	38	
25. 市町村、住民への避難施設情報の提供に関すること	38	
26. 生活関連等施設の把握に関すること	40	
27. 県警察、管区海上保安本部等への情報提供に関すること	40	
28. 施設管理者に対する安全確保の留意点の周知に関すること	40	

29. 生活関連等施設管理者に対する安全確保措置の要請に関する事	40	
30. 物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等に関する事	41	
31. 国民保護措置に関する啓発に関する事	43	
32. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関する事	25	
33. 安否情報の収集、整理のための必要な準備（整理担当者、回答責任者の設置等）に関する事	30	
1. 消防機関の調整、応援体制の整備に関する事	24	消防保安課
2. 消防機関のNBC対応資機材等の把握に関する事	24	
3. 消防団の充実、活性化の推進に関する事	25	
1. 外国人への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関する事	30	県民生活部
2. 被災情報の収集報告に必要な準備に関する事	32	
3. ボランティア関係団体との連携、支援に関する事	25	
1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関する事	24	保健福祉部
2. 日本赤十字社、社会福祉協議会との連携、支援に関する事	25	
3. 高齢者、障がい者等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援	28等	
4. 医療実施の要請方法等の準備に関する事	36	
5. 救援に関する基礎資料（関係医療機関リスト）の調整に関する事	36	
1. 県が管理する施設及び設備の整備、点検に関する事	41	関係部局等
2. 県が管理する生活関連等施設の安全確保に関する事	40	
3. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関する事	25	

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 連絡体制の迅速な確立

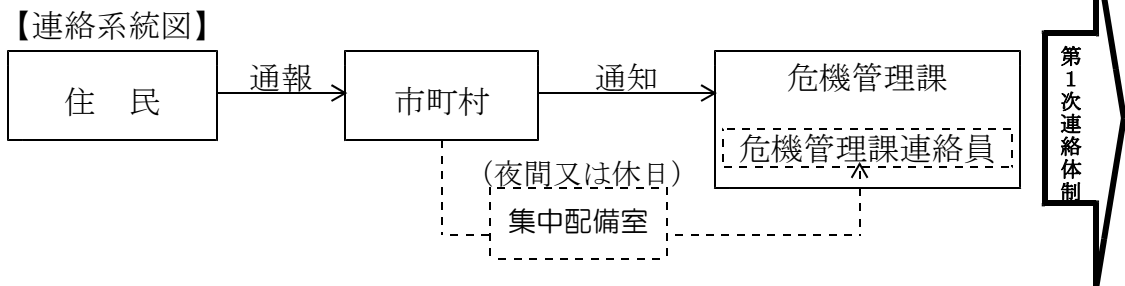
県は、国民からの通報等に基づき、多数の死傷者が発生するなどの事案が発生するおそれがあるとの情報を入手したときは、直ちに、第1次連絡体制（担当課体制）をとるほか、第2編第1章2に定める体制の設置基準に基づき、第2次連絡体制（関係部局等体制）、緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制をとる。

1 第1次連絡体制（担当課体制）

第1次連絡体制については、危機管理課職員は、県警察、消防、市町村、その他関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて、国、県関係各部局等、市町村、その他関係機関に連絡する。

なお、次の場合は第1次連絡体制を解除する。

- (1) 第2次連絡体制、緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制に移行したとき
- (2) 情報収集の結果、多数の死傷者が発生するなどの事案が起こるおそれが無くなったとき

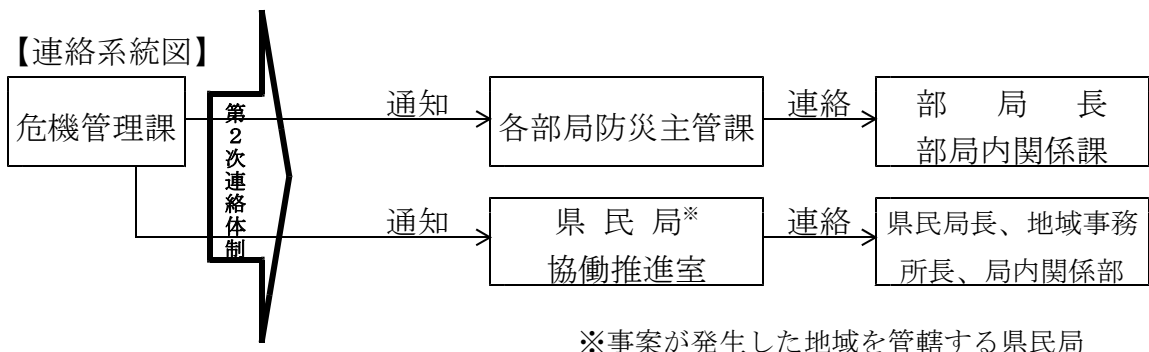


2 第2次連絡体制（関係部局等体制）

第1次連絡体制の情報収集の結果を県関係部局等及び関係県民局^{*}により専門的な観点から情報収集及び分析を行う必要があると認めるときは、第2次連絡体制をとり、各部局等において情報収集を行う。また、必要に応じて法令等に基づく予防措置等を実施する。

なお、次の場合は第2次連絡体制を解除する。

- (1) 緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制に移行したとき
- (2) 情報収集の結果、多数の死傷者が発生するなどの事案が起こるおそれが無くなったとき



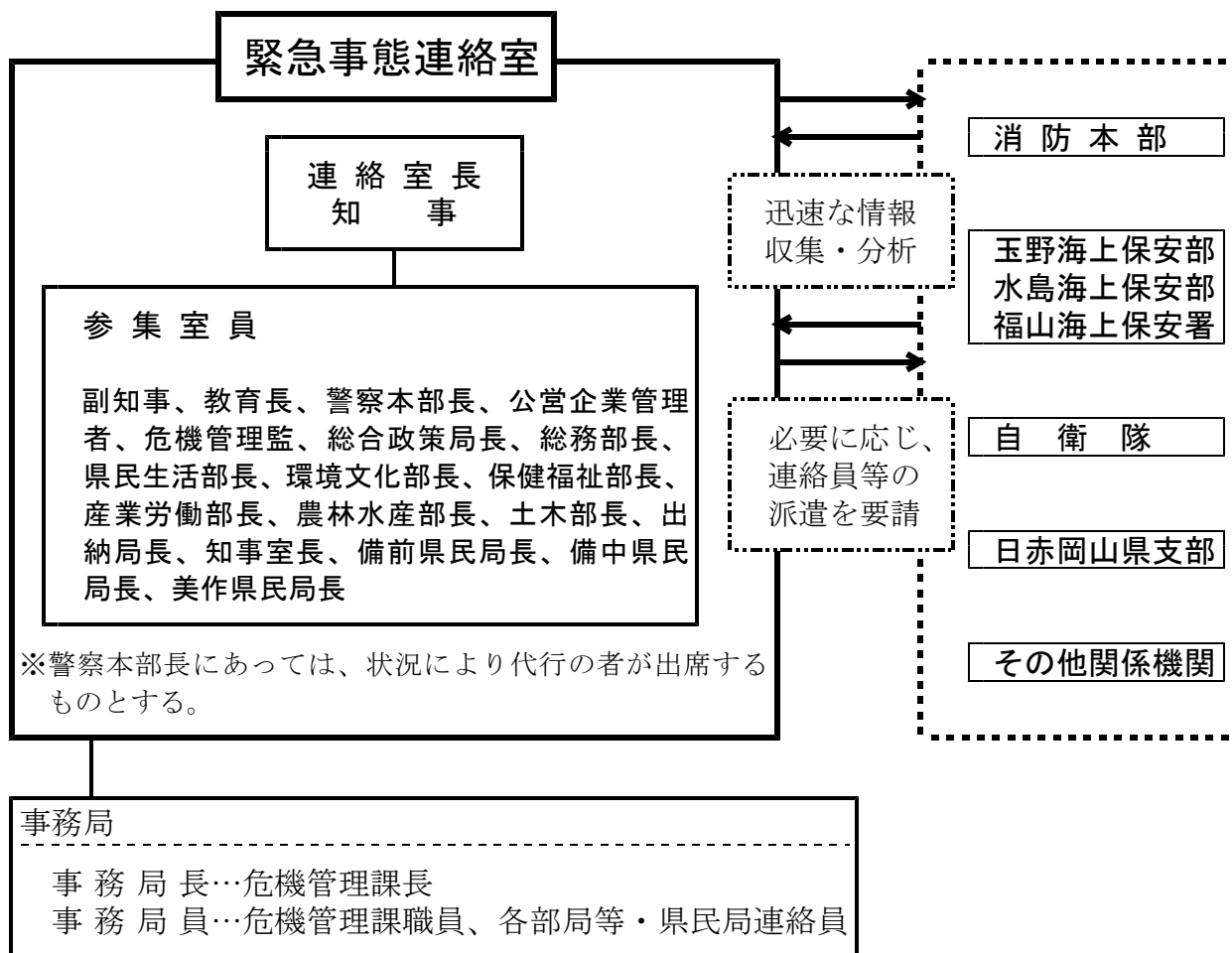
第2章 緊急事態連絡室の設置等

県は、第2編第1章2の体制の設置基準に基づき、緊急事態連絡室を設置するとともに、緊急事態連絡室体制をとる。

1 緊急事態連絡室の構成

(1) 緊急事態連絡室の構成

緊急事態連絡室の組織構成は以下のとおりとする。



(2) 緊急事態連絡室体制

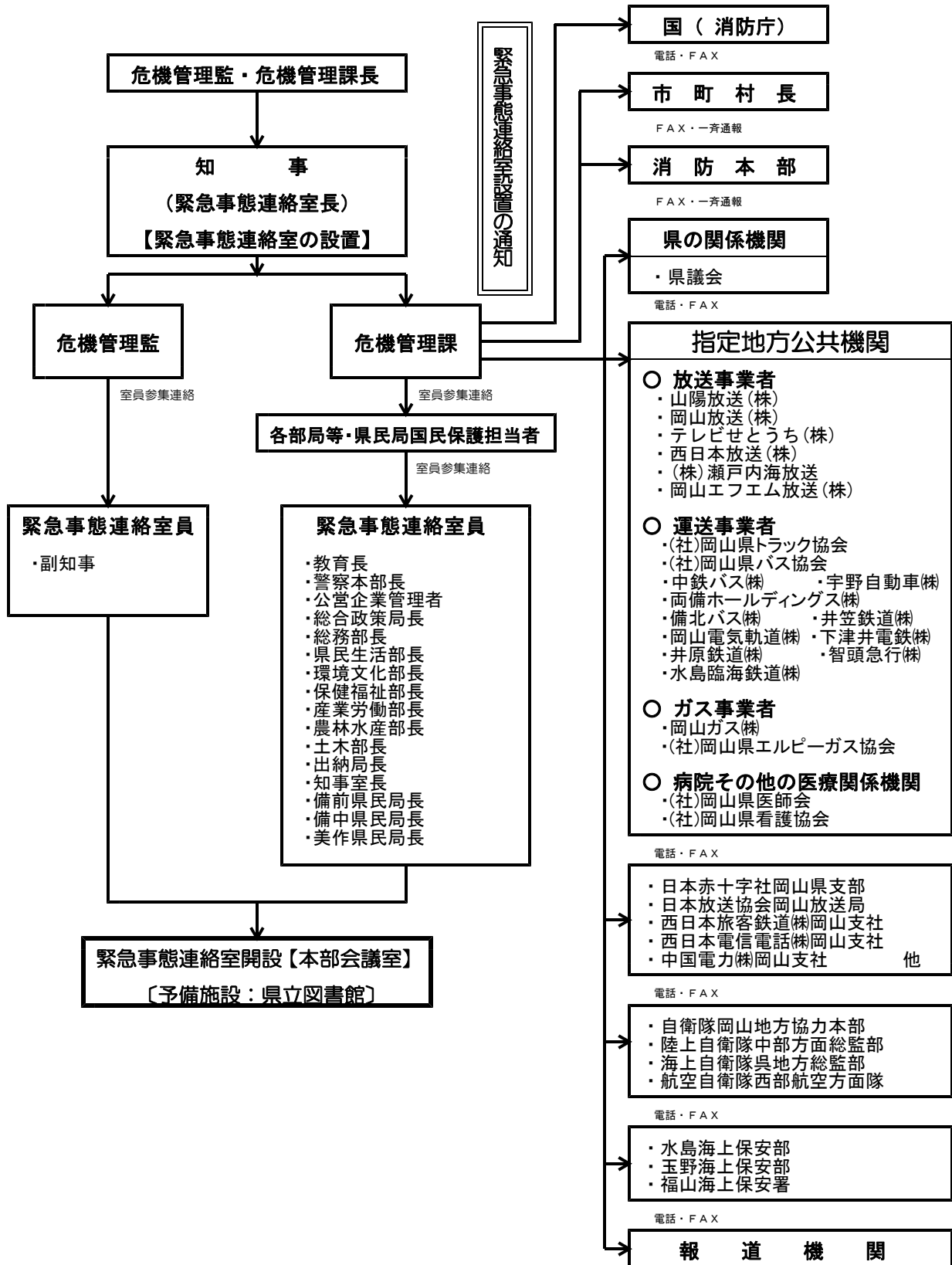
緊急事態連絡室体制においては、国民保護対策本部体制に準じた班を置く。各班は、本庁、各県民局、各地域事務所及び出先事務所の職員を持って構成する。

2 緊急事態連絡室設置等の通知

県は、緊急事態連絡室を設置したときは、消防庁を経由（警察本部長においては、警察庁を経由）して、国〔内閣官房〕に事案の概要を連絡するとともに、緊急事態連絡室の設置について、

市町村、消防機関、指定地方公共機関、関係指定公共機関、海上保安部等、自衛隊及びその他関係機関へ通知する。

緊急事態連絡室を設置する場合の手順、連絡等は、次のとおりとする。



3 緊急事態連絡室体制における初動措置

- (1) 緊急事態連絡室は、県警察、消防本部、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集・分析を行うとともに、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (2) 緊急事態連絡室は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析する。
- (3) 事態認定が行われた後においては、知事は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、本県を県対策本部を設置すべき県に指定するよう国に要請する。
- (4) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

4 緊急事態連絡室の廃止及び緊急事態連絡室体制の解除

県は、次の場合には緊急事態連絡室を廃止し、緊急事態連絡室体制を解除する。

- (1) 内閣総理大臣から知事に対して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があったとき
- (2) 新たな武力攻撃災害等の発生のおそれなくなり、かつ、必要な措置が十分に実施されたと知事が判断したとき

5 国民保護対策本部に移行する場合の調整

県は、多数の人を殺傷する行為等の発生に伴う災害に対処するため災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置している場合において、当該事案について国が武力攻撃事態等の事態認定を行い、県対策本部を設置すべき県の指定を通知してきたときは、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

その場合において、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、その措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなどの調整を行う。

6 職員の参集が困難な場合の対応

県は、緊急事態連絡室長及び緊急事態連絡室員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等に備えて次のとおり代替職員を指定する。

【緊急事態連絡室長の代替職員】

第 1 順 位	副 知 事
第 2 順 位	総 務 部 長

【緊急事態連絡室員の代替職員】

室 員	代 替 職 員
副 知 事	
教 育 長	教 育 次 長
警 察 本 部 長	警 務 部 長
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 課 長
総 務 部 長	総 務 部 次 長
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長
保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 部 長	土 木 部 次 長
出 納 局 長	用 度 課 長
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長
県 民 局 長	県 民 局 次 長

7 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握したときは、直ちに県に報告するとともに、迅速に緊急事態連絡室を設置するなど、県に準じた初動体制をとるものとする。
- (2) 市町村が緊急事態連絡室等を設置した後、国が武力攻撃事態等の認定を行い、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があったときは、直ちに市町村対策本部を設置し、緊急事態連絡室等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置が講じられているときは、前記5に準じて調整を行うものとする。

第3章 県対策本部の設置等

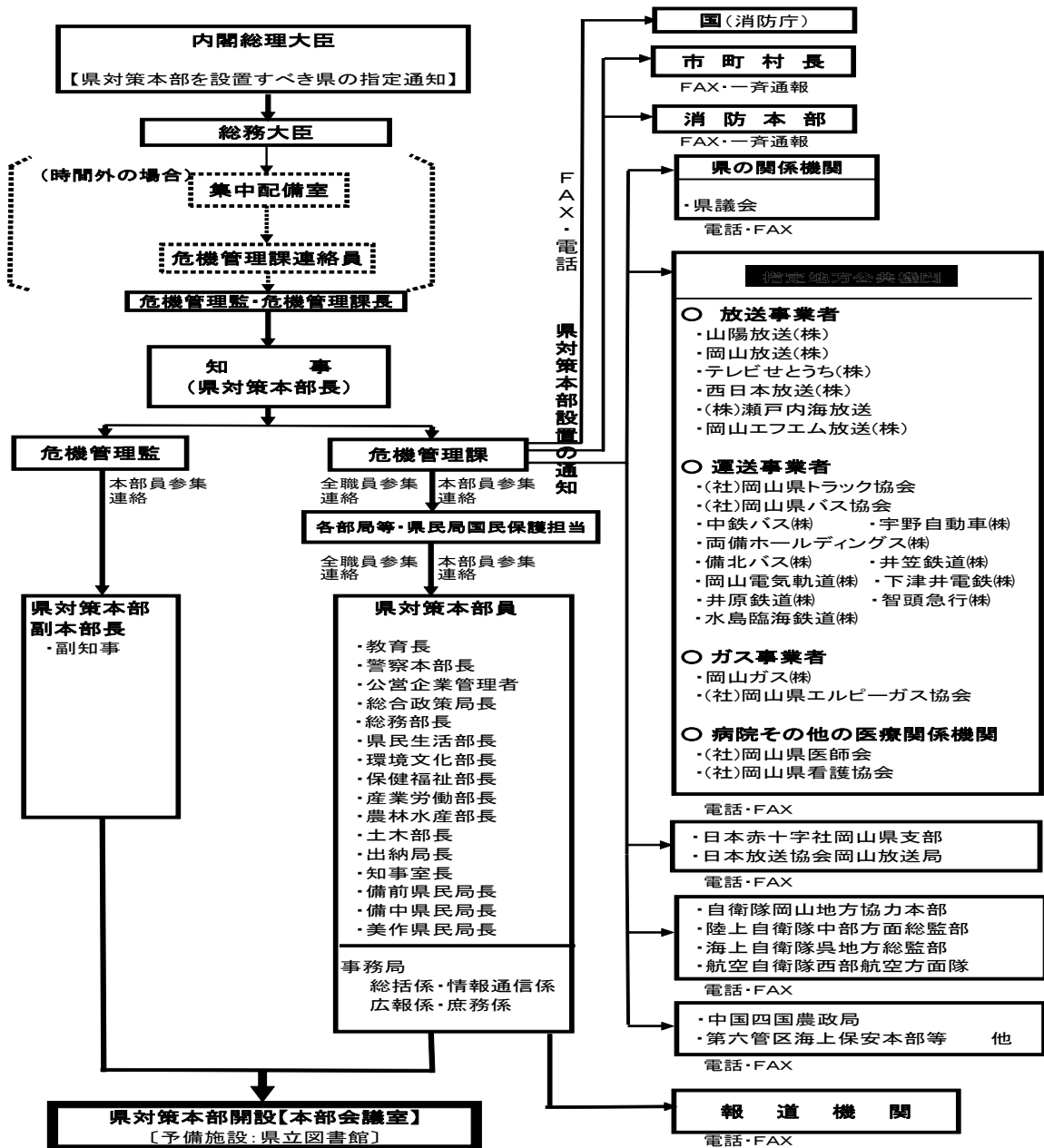
県は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、県対策本部を設置するとともに、国民保護対策本部体制をとる。

1 県対策本部の役割

県対策本部は、県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が県内で実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務を行う。

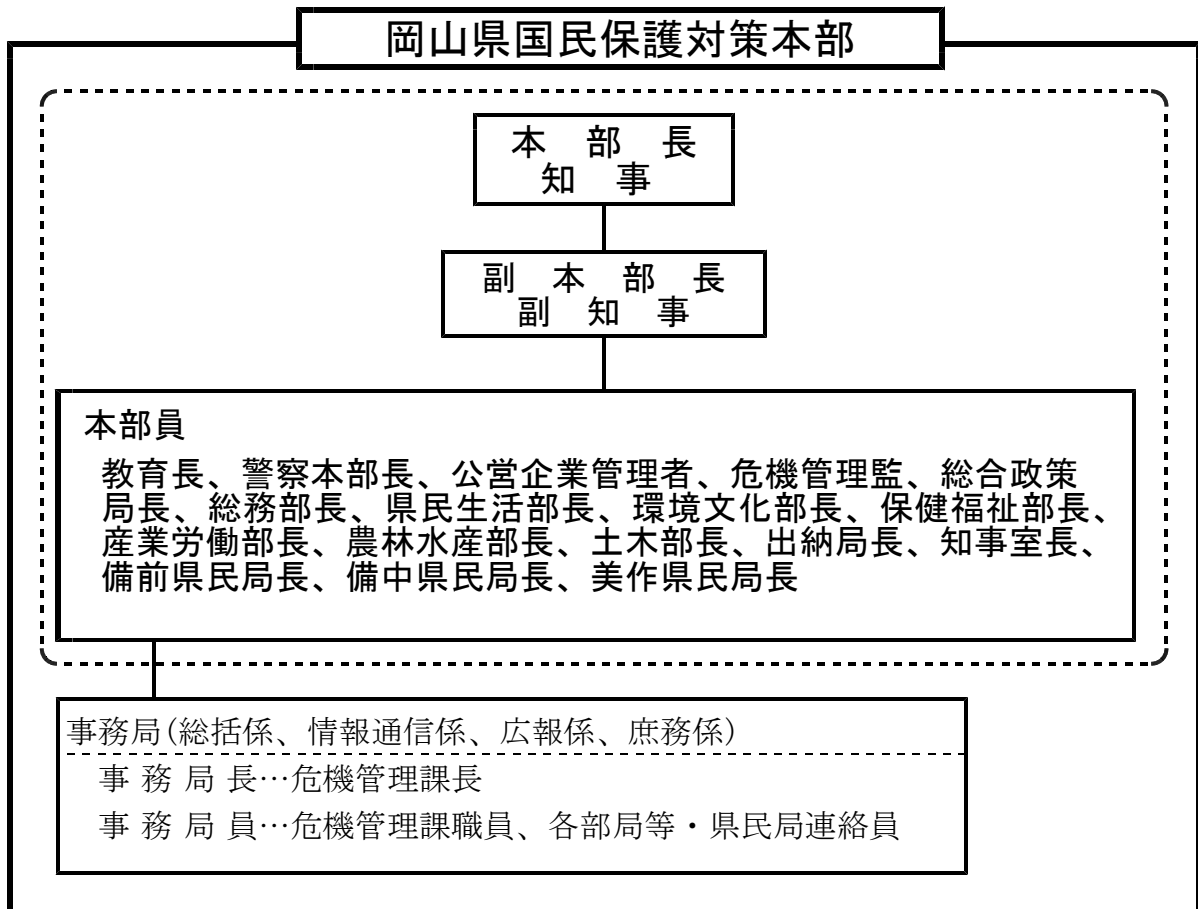
2 設置の手順等

県対策本部を設置する場合の手順、連絡等は、次のとおりとする。



3 組織構成

県対策本部の組織構成は次のとおりとする。



【県対策本部事務局の組織及び事務分掌】

係	事務
総括係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部会議の運営に関する事 ・ 収集した情報の県対策本部への報告に関する事 ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく、第3編第4章に掲げる各班に対する具体的な指示に関する事 ・ 県現地对策本部との連絡・調整に関する事
情報通信係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信回線や通信機器の確保に関する事 ・ 情報通信施設の応急復旧に関する事 ・ 通信輻輳による混信対策のための無線局等の通信統制に関する事
広報係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関する事
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の参集に関する事 ・ 県対策本部員等のローテーション管理に関する事 ・ 食料の調達等庶務に関する事

4 県対策本部長等の代替職員

県は、県対策本部長及び県対策本部員の代替職員を次のとおり指定する。

【県対策本部長の代替職員】

第 1 順 位	副 知 事
第 2 順 位	総 務 部 長

【県対策本部員の代替職員】

本 部 員	代 替 職 員
教 育 長	教 育 次 長
警 察 本 部 長	警 務 部 長
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 課 長
総 務 部 長	総 務 部 次 長
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長
保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 部 長	土 木 部 次 長
出 納 局 長	用 度 課 長
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長
県 民 局 長	県 民 局 次 長

5 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民が特に多数になるなどの事情があり、市町村対策本部や指定地方公共機関等と現地においてきめ細かな連絡調整を行う必要がある場合においては、その地域を管轄する県民局に県現地対策本部を設置する。

この場合においては、県現地対策本部長には県対策副本部長、現地対策本部員には当該県民局の局長たる県対策本部員その他の職員をもって充てる。

6 現地調整所の設置

知事は、現場における関係機関（市町村、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が配置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

7 県対策本部長の権限

- (1) 県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の実施
- (2) 指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員の派遣の求め
- (3) 防衛大臣への自衛隊の連絡員の派遣の求め
- (4) 国の対策本部長に対する総合調整の要請
- (5) 国の対策本部長に対する情報の提供の求め
- (6) 関係機関に対する国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- (7) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

第4章 国民保護対策本部体制における県の業務

1 国民保護措置の実施体制

国民保護対策本部体制においては、次の各班を置く。各班は、本庁、各県民局、各地域事務所及び出先事務所の職員を持って構成する。

各班の名称、構成部局等、責任者（班長）及び主な担当業務は次表のとおりとする。

(1) 総括班	
○構成：危機管理課	
○班長：危機管理課長	頁
① 各班が実施する国民保護措置の総合調整に関する事	
② 各班が実施する国民保護措置に係る県対策本部への報告及び県対策本部の指示の各班への伝達に関する事	
③ 国の対策本部及び現地対策本部との連絡調整に関する事	
④ 他の都道府県に対する応援の要求及び事務の委託に関する事	60
⑤ 国民保護法第16条第4項に基づく市町村からの知事に対する国民保護措置の実施要請に関する各班の調整に関する事	62
⑥ 他の都道府県、県内市町村及び指定公共機関等に対して行う応援に関する各班の調整に関する事	62
⑦ 県の救援実施に関する国への支援要請に関する事	80
⑧ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請に関する事	59
⑨ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請に関する事	61
⑩ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請に関する事	61
⑪ 防衛大臣に対する県対策本部会議への職員の出席の求めに関する事	53
⑫ 自衛隊の部隊等の派遣要請等に関する事	59
⑬ 緊急通報の発令及び国の対策本部長への報告に関する事	65
⑭ 退避の指示の発令に関する事及び国の対策本部長への報告に関する事	101
⑮ 厚生労働大臣に対する救援のための特別の基準の意見の申出に関する事	81
⑯ 武力攻撃災害の兆候の通報の確認及び国の対策本部長への連絡に関する事	90
⑰ 武力攻撃災害への対処のための国の対策本部長への措置要請に関する事	90
⑱ 特殊標章等の交付及び管理に関する事	115
⑲ 県の情報通信手段の確保及び防災行政無線等の応急復旧並びに総務省への連絡に関する事	52
(2) 協働推進・情報班	
○構成：県民生活部、県民局地域政策部（協働推進室）	
○班長：県民生活部次長	頁
① 警報、避難措置の指示、避難の指示、退避の指示及び緊急通報の通知、伝達（解除の通知等を含む）に関する事	64
② 避難の指示、退避の指示の国の対策本部長への報告に関する事	68

③ 生活関連等施設の状況把握に関すること	90
④ 被災情報の収集及び総務大臣への報告に関すること	104
⑤ ボランティア団体等に対する支援及びボランティアに関する調整に関する こと	63
⑥ 生活関連物資等の価格安定に関すること	108
⑦ 買占め等防止法、国民生活安定緊急措置法及び物価統制令による措置に関 すること	108
(3) 広報班	
○構成：総合政策局、総務部、県民局地域政策部（総務課）、地域総務課	
○班長：総務部次長	頁
① 安否情報の収集・整理に関すること	86
② 安否情報の総務大臣への報告に関すること	86
③ 安否情報の照会に対する回答に関すること	87
④ 警戒区域の設定等の住民への周知に関すること	102
⑤ 退避の指示、避難の指示及び警報等の公示に関すること	
(4) 避難誘導班	
○構成：農林水産部、県民局農林水産事業部及び地域農地農村整備室	
○班長：農林水産部次長	頁
① 避難の指示の発令に関すること	68
② 市町村長の避難実施要領策定の支援に関すること	74
③ 市町村長による避難住民の誘導の状況の把握に関すること	74
④ 市町村長による避難住民の誘導の支援及び補助に関すること	74
⑤ 市町村長からの警察官等による避難住民の誘導の要請の調整に関すること	74
⑥ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示による誘導が実施されない場 合の避難住民の誘導に関すること	75
⑦ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関すること	75
⑧ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関すること	71
⑨ 避難住民の運送の求めに係る調整に関すること	75
(5) 避難施設班	
○構成：土木部、県民局建設部及び地域建設課	
○班長：土木部次長	頁
① 避難（収容）施設の選定、避難（収容）施設の開設に関すること	81
② 避難（収容）施設の管理者への通知に関すること	
③ 避難施設の運営に関すること	81
④ 避難施設に必要な資機材の調達に関すること	81
⑤ 応急仮設住宅や公営住宅の供与に関すること	82
⑥ 応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関すること	82
⑦ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関すること	82
⑧ 市町村による救援の実施に係る指示に関すること	80
⑨ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関すること	83

⑩ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関する事	84
⑪ 武力攻撃災害による土石等の除去に関する事	84
⑫ 特定物資（建設資材）の収用及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事	84
(6) 物資供給班	
○構成：産業労働部及び県民局税務部	
○班長：産業労働部次長	頁
① 物資運送に関する運送事業者への依頼に関する事	82
② 物資運送経路の決定に関する事	82
③ 高齢者、障がい者等に配慮した物資の調達、供給に関する事	82
④ 応援物資の受入、仕分け、保管及び配分に関する事	82
⑤ 指定公共機関等に対する緊急物資の運送の要求に関する事	81
⑥ 被災者等の就労状況の把握及び被災地域の雇用確保に関する事	109
⑦ 特定物資（食品、寝具、飲料水、被服その他生活必需品）の売渡要請、収用及び保管命令に関する事	84
(7) 環境班	
○構成：環境文化部、県民局地域政策部（環境課）及び県民局健康福祉部（企画調整情報課、健康福祉課、福祉振興課）	
○班長：環境文化部次長	頁
① 収容施設及び被災地のし尿処理に関する事	81
② 放射性物質等の放出等に関する通報の周辺市町村等への連絡に関する事	96
③ 放射性物質等の放出等に関する情報に関する確認及び国への報告に関する事	96
④ 武力攻撃原子力災害に関する応急対策の実施、市町村及び関係機関への通知、指示に関する事	96
⑤ 核攻撃の汚染範囲の特定に資する情報の国の対策本部への提供に関する事	98
⑥ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集及び要員への提供に関する事	96
⑦ 原子力災害に対する緊急時モニタリングに関する事	96
⑧ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携に関する事	97
⑨ 武力攻撃原子力災害に関する国への措置命令の要請及び事業者への要請に関する事	98
⑩ 安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関する事	97
⑪ 武力攻撃原子力災害及び核攻撃による汚染食品等の流通規制及び飲食物の摂取制限等被ばくの防止その他汚染拡大の防止に関する措置に関する事	97
⑫ 埋葬及び火葬の調整及び資材の給付に関する事	83
⑬ 廃棄物の処理に関する事	106

(8) 医療衛生班	
○構成：保健福祉部、県民局健康福祉部（保健課、衛生課、検査課）及び地域保健課（保健所）	
○班長：保健福祉部次長	頁
① 医療の提供及び助産（医療救護班の派遣、医療機関との総合調整、巡回健康相談の実施、避難所救護センターの開設等）に関する事	82
② 医療機関の情報、被災者の医療ニーズの把握等、医療に関する情報の把握に関する事	82
③ 保健衛生対策、防疫対策（巡回保健チーム）、食品衛生確保対策（食品衛生チーム）、栄養指導対策（栄養指導チーム）の実施に関する事	106
④ 不足医薬品の国、他の都道府県への協力要請に関する事	82
⑤ 死体の捜索及び処理（遺体安置所の設置を含む）に関する事	84
⑥ 患者の受入要請、搬送の総合調整に関する事	82
⑦ 医療の要請等により活動に従事する者の安全確保に関する事	83
⑧ NBC攻撃の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事	98
⑨ NBC攻撃の汚染物質に関する医療機関との情報共有に関する事	98
⑩ NBC攻撃による汚染食品等の流通規制、飲食物の摂取制限、給水制限、その他汚染拡大の防止に関する措置及び国への支援要請に関する事	98
⑪ 生物剤による攻撃の場合の患者の移送、入院措置、汚染範囲の特定、感染源の特定、消毒及び国の要請に基づく医療活動の実施に関する事	98
⑫ 避難住民等に対する飲料水の確保に関する事	82
⑬ 動物の保護に関する事	74
⑭ 被災者の捜索及び救出に関する事	83
⑮ 赤十字標章等の交付、管理に関する事	115
⑯ 救援の実施に関する日本赤十字社への委託に関する事	81
⑰ 特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品）の売渡要請、収用及び保管命令並びに医療施設の開設、その他医療提供を目的とした臨時施設のための土地等の使用に関する事	84
⑱ 医療の要請に関する事	84
(9) 災害対処班	
○構成：消防保安課及び企業局	
○班長：企業局長	頁
① 被災者の捜索及び救出に係る近隣市町村消防への応援要請に関する事	83
② 県内消防による捜索、救出が困難な場合の他の都道府県、緊急消防援助隊及び防衛大臣への要請に関する事	83
③ 生活関連等施設の施設管理者に対する安全関連情報の提供及び措置の要請に関する事	91
④ 県が管理する生活関連等施設の安全確保に係る調整に関する事	91
⑤ 生活関連等施設の安全確保のための立入制限区域の指定の要請に関する事	91

⑥ 警戒区域の設定及び設定に関する国の対策本部長への連絡に関すること	102
⑦ 生活関連等施設の安全確保に関する国の方針に基づく措置の実施の調整に関すること	91
⑧ 危険物質等の取扱者に対する警備強化及び危険物質等の管理の状況に関する報告の要求及び措置命令に関すること	92
⑨ 石油コンビナート等災害防止法に基づく対処措置に関すること	95
⑩ 武力攻撃災害拡大防止のための物件の除去等の措置の指示に関すること	102
⑪ 応急公用負担に関すること	102
⑫ 消防庁長官に対する消防の応援要請に関すること	103
⑬ 消防庁長官からの消防の応援等の指示に関する市町村長への指示に関すること	103
⑭ 緊急通行車両に関すること	111
⑮ 市町村長、消防長、水防管理者に対する武力攻撃災害の防御に関する措置の指示に関すること	103
⑯ 工業用水の安定供給に関する措置に関すること	110
(10) 庶務班	
○構成：出納局	
○班長：用度課長	頁
① 国民保護措置に従事する県職員の食料、燃料、生活必需品等の調達、提供に関すること	

関係部局等共通業務

① 各部局等の管轄に係る施設等の適切な管理
② 各部局等の管轄に係る施設等の緊急点検、応急復旧
③ 武力攻撃災害への対処に当たる職員の安全確保
④ 各部局等の業務に係る生活再建のための相談窓口の設置及び融資制度の創設検討
⑤ 各部局等が管理する生活関連等施設の安全確保措置
⑥ 県税等、公的徴収金の減免等の実施に関すること

注1) 部局等、県民局には、それぞれが総括する出先機関、出先事務所を含む。

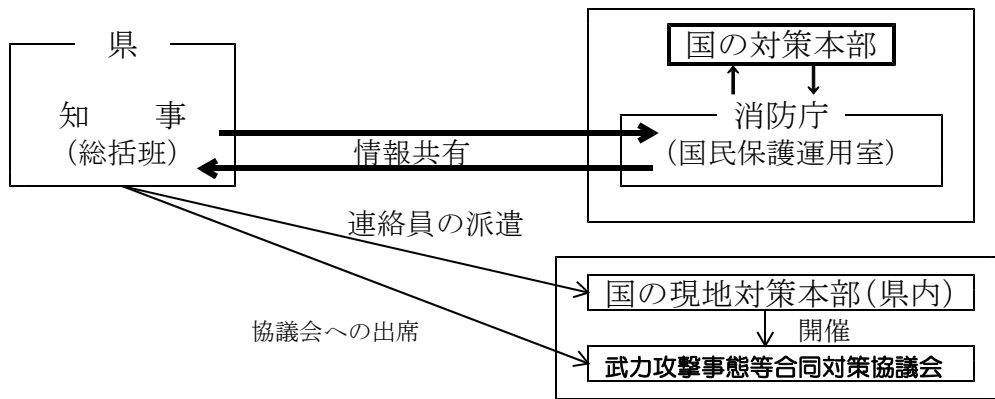
注2) 緊急事態連絡室体制の場合で国民保護措置を実施する場合を含む。

注3) 各班は、県公安委員会、県警察本部、県教育委員会等と連携し、国民保護措置を実施する。

第5章 関係機関との連携

1 国の対策本部との連携

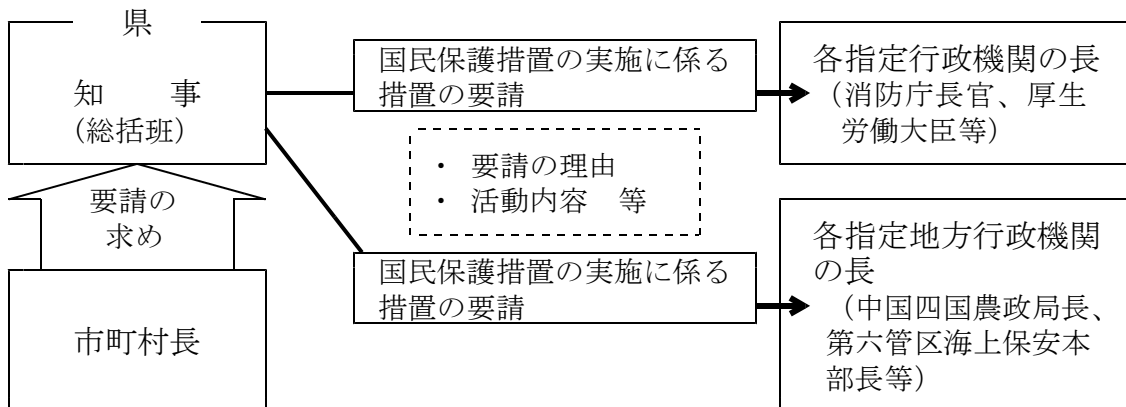
県は、国の対策本部と密接な連携を図る。また、県内に国の現地対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。さらに、国の現地対策本部による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、当該協議会に出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、国及び県が実施する国民保護措置について相互に協力して連携を図る。



2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

市町村から要請を行うよう求められたときも同様とする。



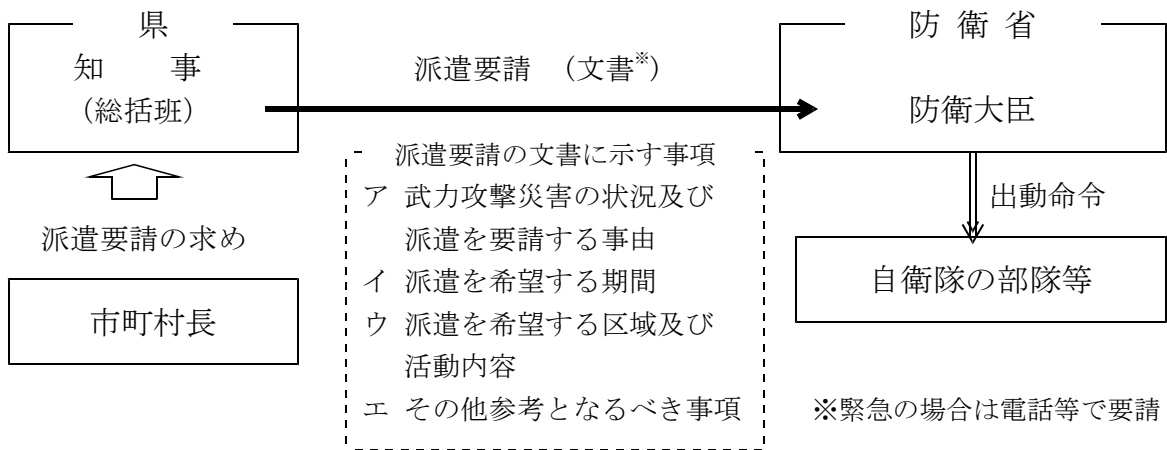
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

自衛隊派遣による国民保護措置

- ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）



4 他の都道府県知事等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めたときは、国の対策本部に連絡を行う。
- ③ 県公安委員会が、警察法第60条の規定により警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(2) 事務の委託

① 県が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は県知事の権限に属する事務の一部を、次の事項を明らかにして、他の都道府県に委託する。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

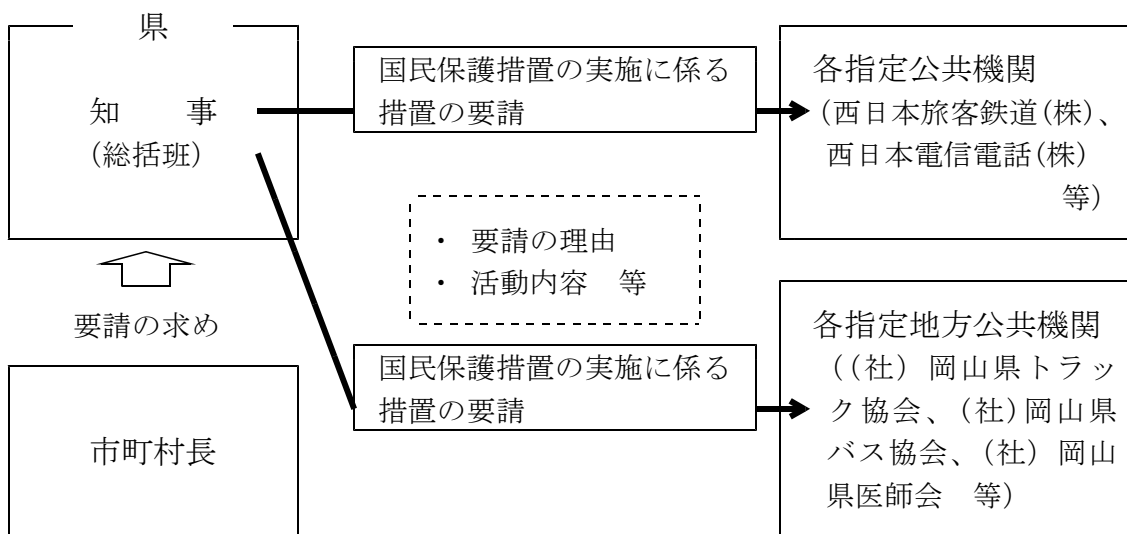
② 県は、事務の委託を行ったときには、その旨を県公報に登載し公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、知事は、国民保護法施行令第1条により準用する災害対策基本法施行令第31条第3項の定めにより、事務の委託の内容を速やかに県議会に報告する。

なお、事務の委託の変更、廃止があったときも同様とする。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、その業務に係る国民保護措置の実施に関して、理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、必要な要請を行う。



6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣の要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) あっせんの要請

県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 委員会等による職員の派遣の要請等

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(4) 市町村からのあっせんの要求

知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

(5) 地方自治法に基づく派遣の要求

県は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(6) 市町村への職員派遣

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

7 県が行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

① 県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

② 知事は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、その内容を速やかに県議会に報告するとともに、県公報に登載して公示を行う。また、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。事務の委託の変更又は廃止の場合も同様とする。

(2) 市町村に対して行う応援等

① 知事は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

② 知事は、武力攻撃災害の発生により、市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該措置の全部又は一部を代わって実施する。

③ 知事は、上記の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を県公報に登載し公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の円滑な実施を促進するため、市町村を通じた情報の提供や資材の提供等の支援に努める。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態の状況を踏まえ、安全確保を最優先し、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断したときには、ボランティア関係団体等との協力のもと、ボランティアへの積極的な情報提供や、ボランティアの登録・活動の調整等の受入体制の整備等に努め、その効果的な活用を図る。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、安全の確保に特に配慮しながら、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

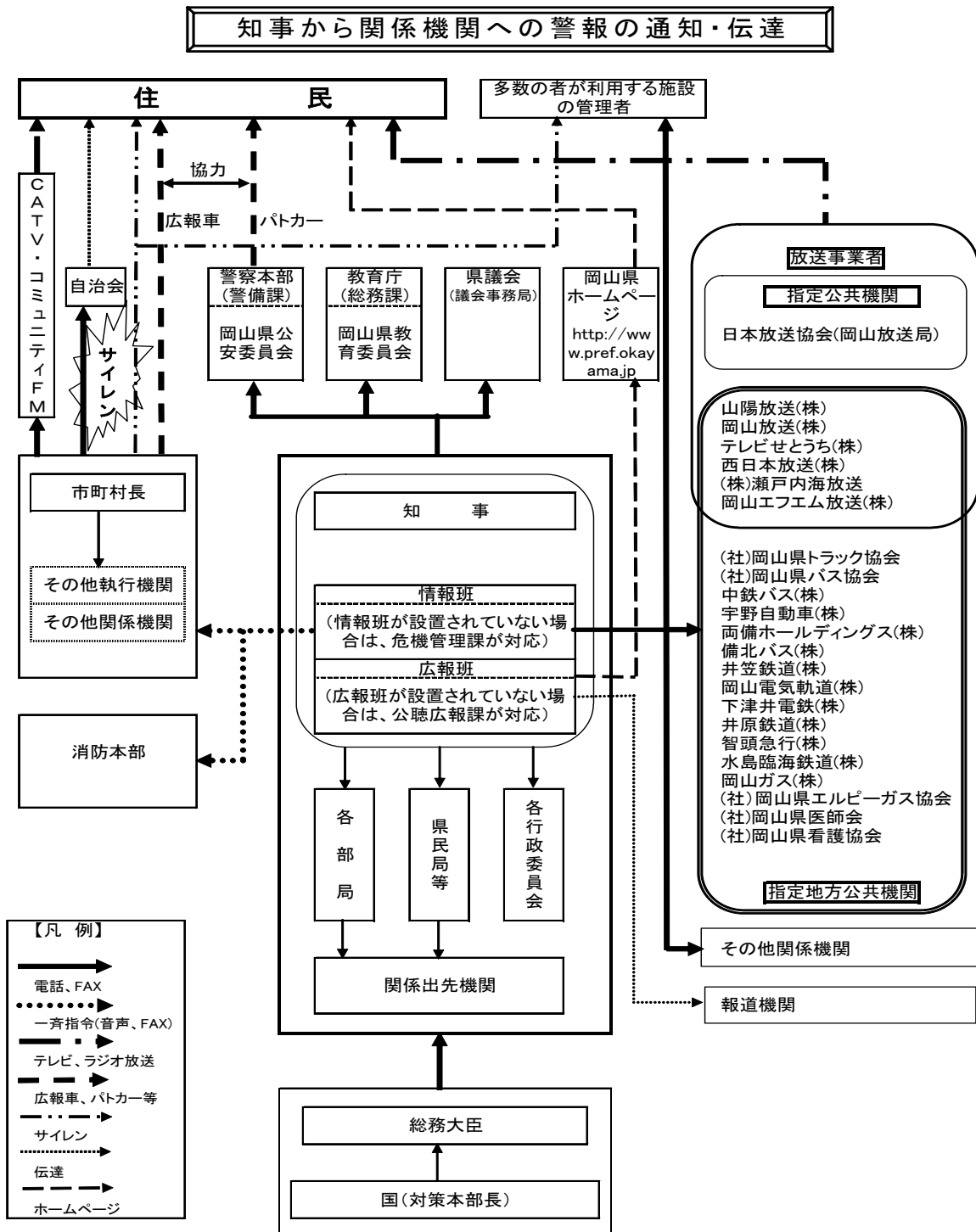
第6章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

1 警報の通知等

(1) 警報の通知及び伝達

警報の通知及び伝達については、次の系統図のとおりとする。また、警報解除についても同様とする。



2 市町村長の警報伝達等

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、市町村国民保護計画等であらかじめ定める伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するとともに関係機関へ通知するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で吹鳴が可能な市町村にあつては、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
なお、同報系防災行政無線が未整備の市町村にあつては、早急に広報車及び拡声器等を活用するなどして住民への周知を図る。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町村長は、上記の方法によるほか、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮して、又は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮しつつ、各世帯等に対し、警報の内容を迅速に伝達するよう努めるものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、サイレンを使用せず、上記(2)(3)により行うものとする。

3 緊急通報の発令

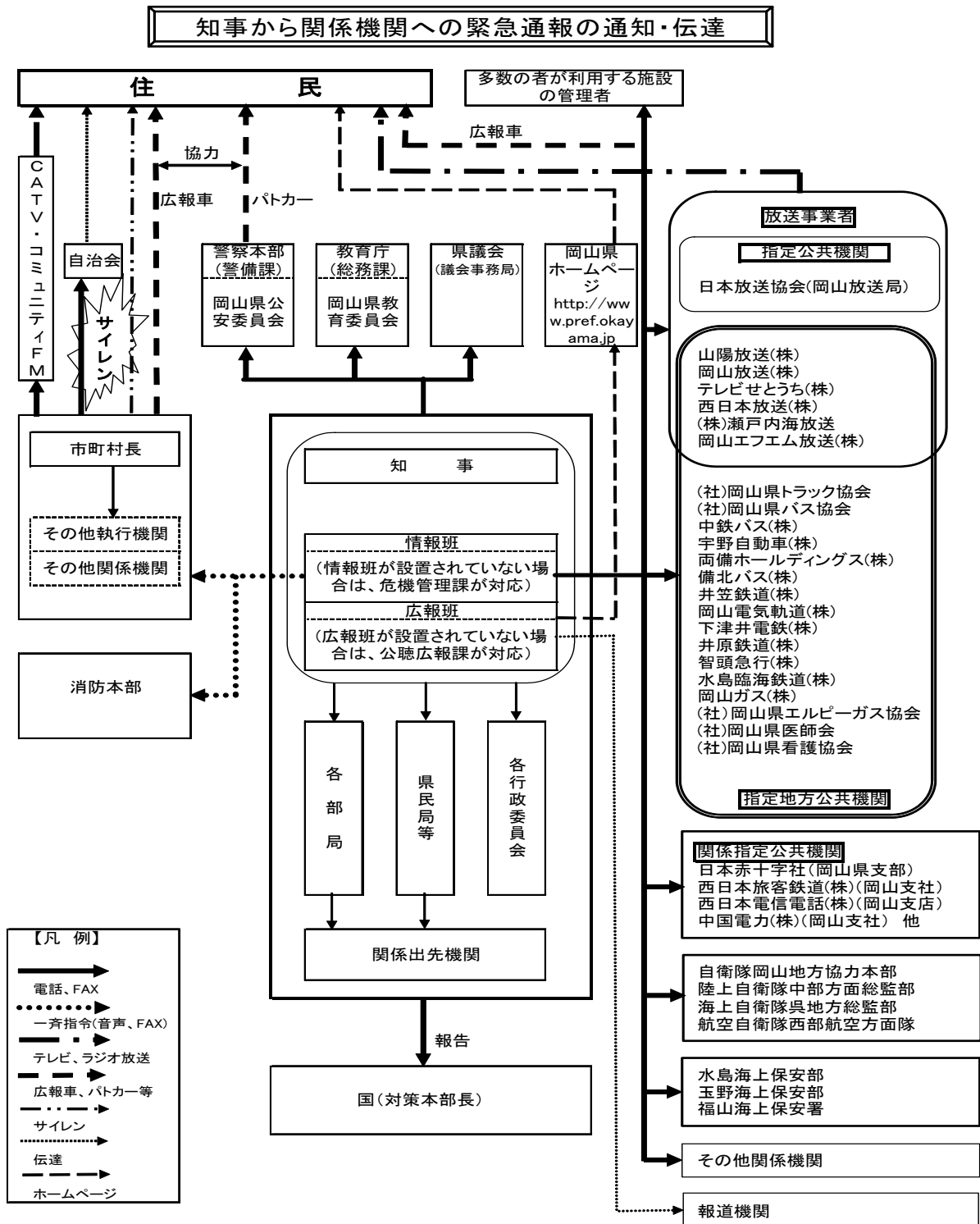
- (1) 緊急通報の発令
 - ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。
 - ② この場合において、知事は、住民の混乱を未然に防止するため、武力攻撃災害の兆候に関する市町村長からの通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、武力攻撃災害の状況や安全確保のために住民がとるべき措置について明確かつ簡潔なものとする。また、緊急通報の事由が止んだときも同様とする。

(3) 緊急通報の通知

緊急通報の通知については、次の系統図のとおりとする。



(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、知事は、放送事業者に対し緊急通報を通知する際は、本県と同一の放送事業者を指定地方公共機関に指定している香川県と緊密な連携を図る。

(5) 市町村長の緊急通報の伝達等

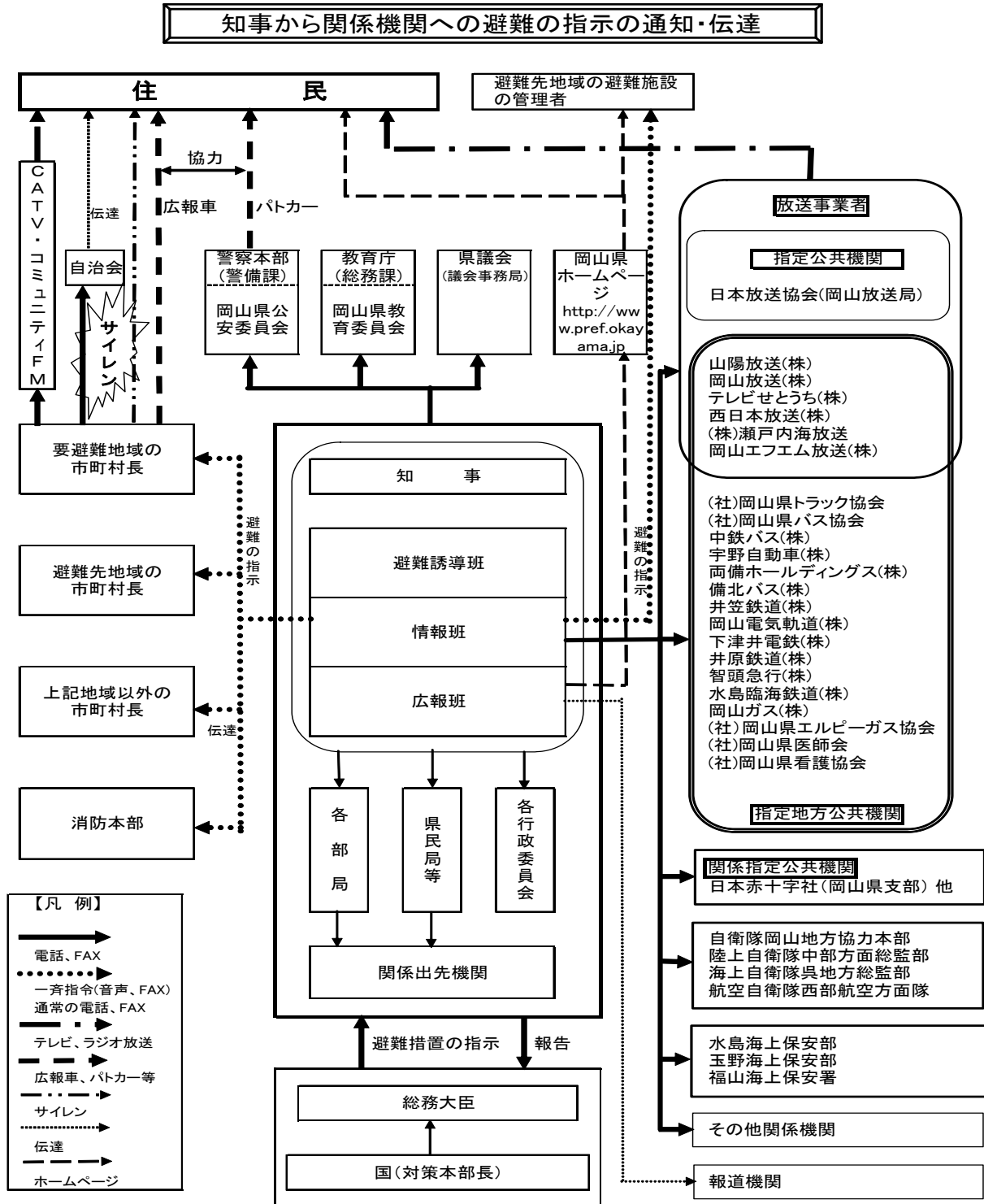
市町村長は、知事から緊急通報を受けたときは、警報の伝達方法に準じて緊急通報の伝達等を行うものとする。

第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

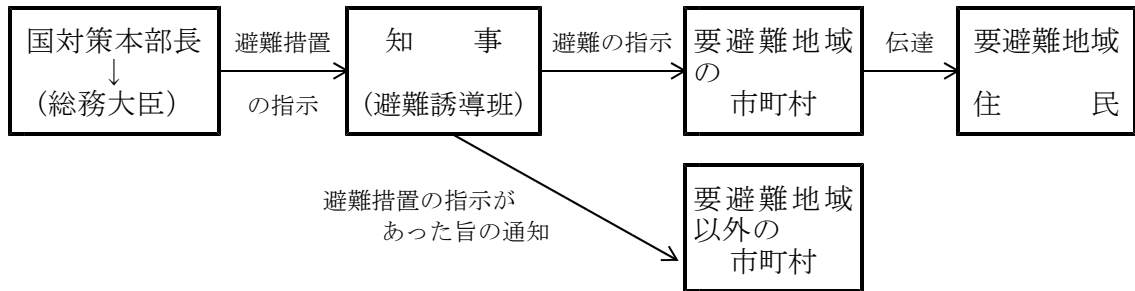
避難措置の指示を受けた場合において知事が行う避難の指示の通知・伝達については、次の系統図のとおりとする。



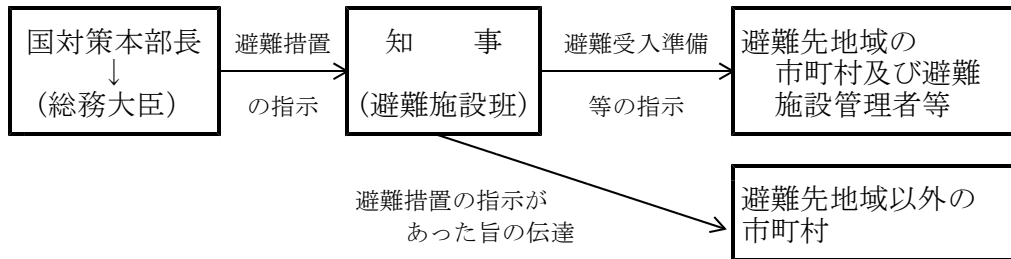
(2) 避難措置の指示があった場合の知事の措置

知事は、避難措置の指示を受け、又は通知を受けたときは、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。なお、避難先地域に政令指定都市である岡山市の区域が含まれるときは、あらかじめ岡山市長の意見を聴くものとする。

① 避難を指示された場合



② 避難民の受入を指示された場合



(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における国の対策本部長との情報連絡

知事は、大規模な着上陸侵攻の場合であって、国の対策本部長から関連する情報提供の求めがあったときは、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

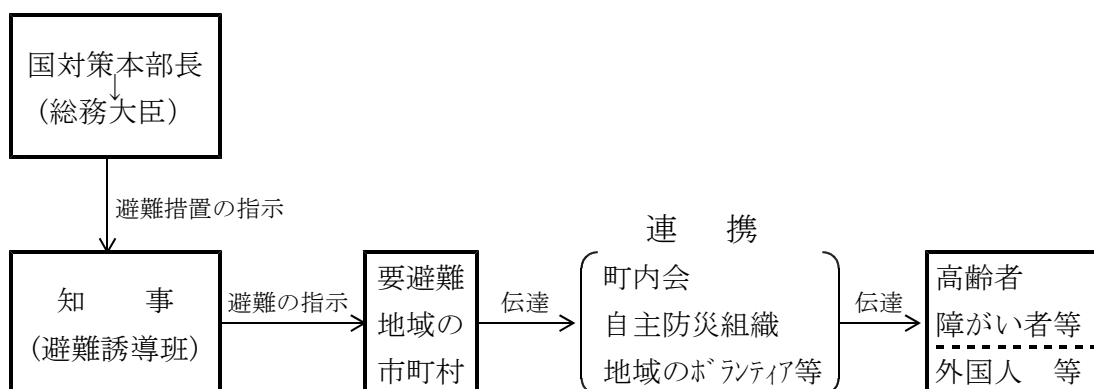
(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域となった場合は、当該要避難地域となった市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

なお、災害時要援護者への避難の指示の伝達については、次に掲げる方法を検討する。

ア 高齢者、障がい者等への避難の指示は、町内会、自主防災組織等の地域の組織を活用して、迅速かつ確実に伝達する方法

イ 外国人に対しては、あらかじめ多言語のパンフレット等で集合場所等を知らせておくとともに、地域のボランティア等により伝達する方法



- ② 知事は、避難の指示に当たっては、県対策本部に集約された情報等をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段等を決定する。この場合において、知事は、避難経路、自家用自動車等の使用等について、県警察等関係機関と迅速に所要の調整を行うものとする。

○ 避難の指示の内容（法第54条第2項）

〔国からの指示の内容〕

- ・住民の避難が必要となる地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

〔県での追加内容〕

- ・主要な避難の経路（高速道路、国道、県道等）
- ・避難のための交通手段（バス、鉄道、船等）
- ・その他避難の方法（いつ、どのように住民を避難させるか）

- ③ 知事は、対策本部長から示された避難措置の指示から判断して、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域住民へも避難を指示することができる。

【避難の指示（一例）】

岡山県知事

○月○日○時現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、次に掲げる要領より、避難してください。

記

- (1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区を避難先として、〇日〇時を目途に避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にC地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

※ 障がい者や高齢者等の災害時要援護者の避難又は中山間地域にあって公共交通機関が未整備な地域の住民でこれによることができない者の避難にあっては、必要に応じ、県警察の意見を聴いた上で、自動車の使用を認めることもある。

※ 島嶼部の住民の避難には、運送事業者の船舶を利用する。

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

指定地方公共機関である山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、西日本放送(株)、(株)瀬戸内海放送及び岡山東エム放送(株)は、知事から、当該避難の指示の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところに従い、自主的に判断した方法により、当該避難の指示の内容について放送するものとする。

なお、知事は、避難の指示の通知を上記放送事業者にするときには、香川県と必要な調整等を行う。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

① 知事は、対策本部長から県の区域を越えて住民を避難させるよう指示があったときは、避難先地域となった都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

ア 避難住民の数、避難住民の受入予定地域

イ 避難の方法（避難経路、運送手段）

ウ 避難時の支援 等

- ② 知事は、要避難地域となった他の都道府県知事から避難の受入れについて協議を受けたときは、必要に応じ県内の市町村長と協議し、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案しながら、迅速に受入地域を決定し、当該都道府県知事に通知する。併せて、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者にその旨を通知する。
- ③ 知事は、県の区域を越える避難の実施に関して、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われたときは、その内容に従い、適切な措置を講ずる。また、総務大臣から避難住民の受入れに関して意見があり、的確な実施を促されたときは、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 基本指針に想定されている事態の類型等に応じた避難の指示の例

① 着上陸侵攻の場合

【避難の指示（一例）】

- 本県沿岸部においては、多数の武装船舶が集結しており・・・。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始（○○時間を目途に避難を完了）
 - ・ 運送手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ……以下略……

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A市A1地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、A市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- A市B1地区の住民については、A市長による誘導に従い、A市C1地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市A1地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

④ 航空攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 航空攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

- 要避難地域に該当するA市A1地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

爆弾の種類は、〇〇と考えられることから、・・・

(7) 動物の保護等に関する配慮

県は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 飼養等されていた家庭動物等の保護収容

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長が行う避難実施要領を策定するにあたり、適切な助言を行う。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から適切な助言を行う。

(2) 避難誘導の状況の把握

知事は、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われているかどうかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や、避難住民の誘導にあたる警察官等からの情報をもとに、その状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱防止、車両、県警ヘリコプターによる情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 避難住民の誘導を行う際の支援

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と認めるときは、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなどの補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源分配について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなどの所要の調整を行う。また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないとき判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うよう指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難誘導に必要な物資の支援及び調整等を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

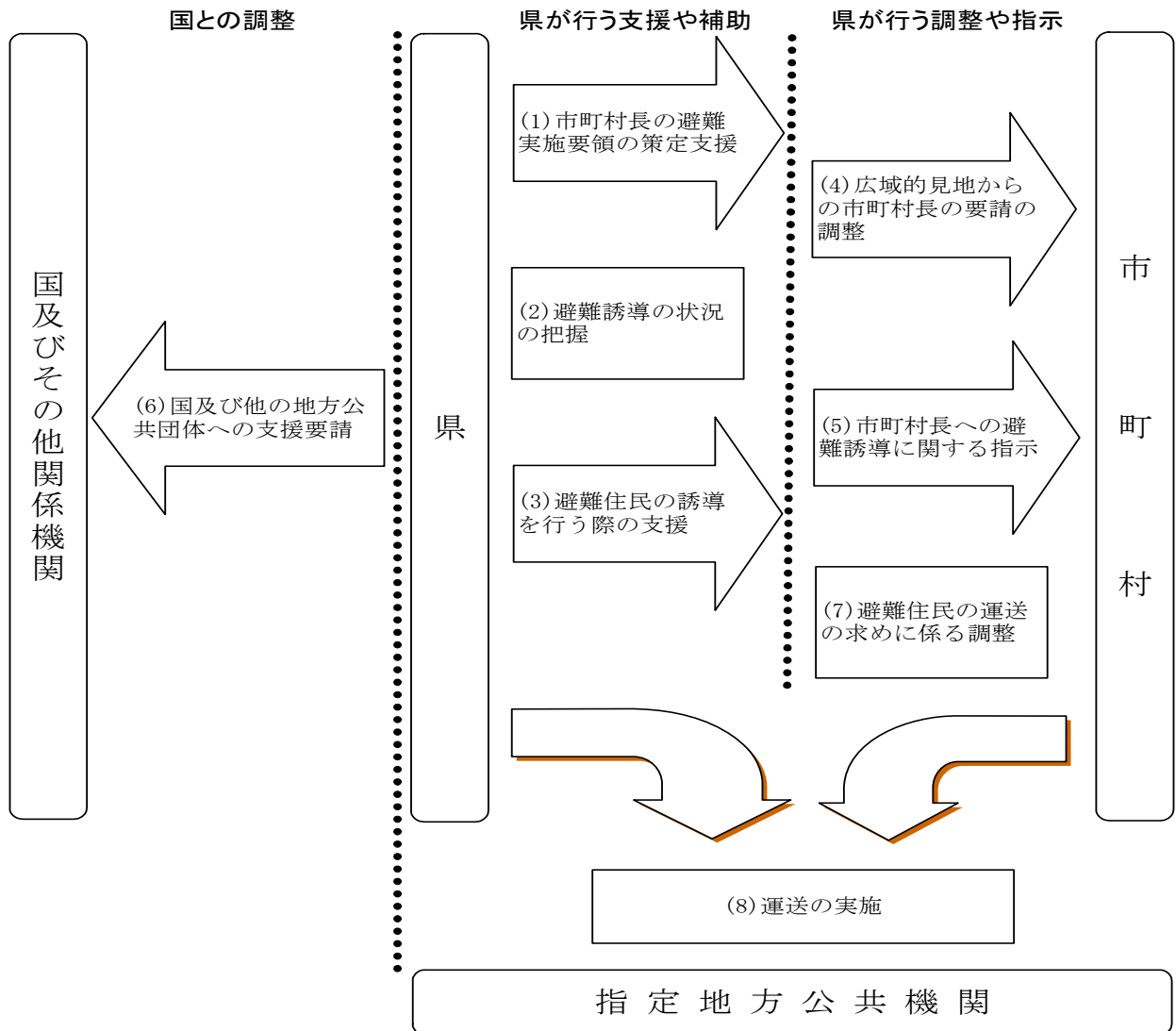
(7) 避難住民の運送の求めに係る調整

- ① 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。
- ② 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。
- ③ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(8) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送にあたるものとする。

県による避難住民の誘導の支援等(まとめ)



4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から最も適切なものを選択し、そのパターンをもとに迅速に避難実施要領を策定するものとする。

(2) 避難実施要領に定める主な事項

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法
 - ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - イ 避難先
 - ウ 一時集合場所及び集合方法
 - エ 集合時間
 - オ 集合に当たっての留意事項
 - カ 避難の手段及び避難の経路

② 避難住民の誘導の実施方法

- ア 市町村職員、消防職団員の配置等
- イ 高齢者、障がい者、幼児、その他特に配慮を要する者への対応
- ウ 要避難地域における残留者の確認
- エ 避難誘導中の食料等の支援

③ その他避難の実施に関し必要な事項

- ア 避難住民の携行品、服装
- イ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

【作成例】

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、〇日〇時〇分〇秒に避難を開始（〇〇時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

〇〇港より〇〇フェリー（〇〇運輸、〇便予定）

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者、外国人、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 避難誘導中の食料等の支援

水、食料支援要員は、〇月〇日〇〇時〇〇分に避難住民に対して、水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設については、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL ×○-×○×○-×○×○ (内線 ×△×△)

FAX ×○-×○×○-○×○×

・・・以下略・・・

【運送手段及び避難経路（バス・鉄道・船舶・その他）記載例】

① バスの場合

A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

② 鉄道の場合

A市A2地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。

その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B2駅行きの電車で避難する。

B市B2駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B2高校体育館に避難する。

③ 船舶の場合

A市A3地区の住民はA市A港に、○日○時○分を目途に集合する。

その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○運輸が所有するフェリー○○号に乗船する。

④ 徒歩・自転車等の場合

A市A4地区の住民については、A市C1地区へ避難すること。

徒歩や自転車等により避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

⑤ 屋内待避の場合

要避難地域に該当するA市A5地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

※ 障がい者や高齢者等の災害時要援護者の避難又は中山間地域にあって公共交通機関が未整備な地域の住民でこれによることができない者の避難にあっては、必要に応じ、県警察に意見を聴いた上で、自動車の使用を認めることもある。

※ 島嶼部の住民の避難には、運送事業者の船舶を利用する。

(3) 避難実施要領の通知及び伝達

市町村長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関及び消防機関、県、県警察、自衛隊のほか、海上関係については海上保安部等（離島及び沿岸部に限る）、また、関係する運送事業者である指定地方公共機関等に通知するものとする。

さらに、市町村長は、市町村防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における住民にとって身近な犯罪、救援物資の搬送路や集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

6 避難措置の指示の解除及びそれに伴う県の措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知

知事は、国の対策本部長から、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたときは、避難措置の指示の場合に準じて、関係機関に通知する。

(2) 県の措置

知事は、避難措置の指示の解除に伴い、市町村長が行う避難住民の復帰について、避難の場合に準じて適切な支援を行う。

第7章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

救援の期間は、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

なお、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該指示を待たずに救援を行う。

また、救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、第2編第3章6(3)に定めるところに従い市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に従って迅速かつ的確に救援を行っていないときは、当該救援を行うよう指示する。

2 国への要請等

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、具体的な内容を示して、国に対して支援を求める。

また、厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があったときは、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。

(3) 日本赤十字社への委託

知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託する。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(4) 緊急物資の運送の求め等

知事は緊急物資の運送が必要と認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、第3編第6章第2の3(7)に定めるところに準じて緊急物資の運送の求め等を行う。

(5) 緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第6章第2の3(8)に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

なお、知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断するときは、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援の内容

① 収容施設の供与

ア 避難先地域の市町村と調整のうえ、第2編第3章5(1)によりあらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に、収容施設を選定し、市町村の協力を得て避難所を開設するとともに、要避難地域の市町村長にその旨を通知する。

また、避難先が他の都道府県である場合は、避難先地域を管轄する都道府県が選定した収容施設を要避難地域の市町村長に通知する。

イ 避難所に必要な資機材等については、岡山県地域防災計画に定める防災のためのものを当面利用する。特に、高齢者や障がい者等、災害時要援護者のためのトイレや車椅子等を福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て確保に努める。

ウ 収容施設の設置運営に当たっては避難住民等のプライバシーの確保に特に配慮する。

エ 避難先地域の市町村等の協力を得て、仮設トイレの設置及び清掃等の適切な管理について特に配慮する。

- オ 避難期間が長期にわたるときは、避難先地域及び要避難先地域の市町村の協力を得て、応急仮設住宅や公営住宅の迅速な供与を行う。
 - カ 応急仮設住宅等の設置のための資機材等に不足が生じたときは、国等へ支援を要請する。
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ア 避難住民等の生活に必要な食品、飲料水及び生活必需品の必要数量等については、避難先地域及び要避難地域の市町村と連携して把握する。
 - イ 食料品及び生活必需品については、防災のための備蓄を当面活用するほか、避難先地域及び要避難地域の乳幼児、高齢者等の災害時要援護者への適切な物資の供給に配慮し、市町村と連携して調達、供給を実施する。
 - ウ 上記の方法では避難住民等の救援に十分でないと認めるときは、物資の売渡要請等を行い必要な物資の確保に努める。
 - エ 飲料水については、県及び市町村による防災のための備蓄飲料水を利用するほか、市町村及び（社）日本水道協会岡山県支部の協力のもと、避難所等に給水所を設け供給する。
 - オ 応援物資の受入地及び集積場所については、市町村の協力を得て、岡山県地域防災計画に定める防災のための受入候補地（岡南飛行場、岡山空港等）及びあらかじめ定めている集積場所候補地を参考にその都度指定する。また、指定した受入地及び集積場所には、職員を配置し、応援物資の受入れ、仕分け、保管、避難所等への配送等を行う。
 - カ 救援の実施に必要な物資の運送については、指定地方公共機関である（社）岡山県トラック協会に実施を依頼するほか、市町村、県内の運送事業者等の協力を得て行う。
 - キ 救援の実施に必要な物資の運送経路については、避難経路の指定状況や自衛隊の使用が予想される路線、更に物資集積場所や収容施設の位置などを考慮して定める。また、陸上経路のほか、海上ルートやヘリコプターの利用による運送についても考慮する。
- ③ 医療の提供及び助産
- ア 医療の提供に必要な緊急医薬品等については、防災のために締結している岡山県医薬品卸業協会、（社）岡山県薬剤師会及び岡山県医療機器販売業協会との協力協定を基本に供給を行う。また、県内で緊急医薬品等の不足が予想されるときは、国又は他の都道府県に協力を要請する。
 - イ 岡山県災害・救急医療情報システム等を活用して医療機関の状況や被災者の医療ニーズ等に関する総合的な情報収集を行う。
 - ウ 日本赤十字社岡山県支部、（社）岡山県医師会、災害拠点病院及び（社）岡山県看護協会の協力を得て、医療救護班を派遣する。
 - エ 県内外の医療機関に対して行う患者の受入れの要請や搬送に関する総合調整のほか、県外から派遣される救護班の受入れや配置先の決定等の調整を行う。
 - オ 避難住民等の検病調査、健康診断及び衛生指導を、市町村、地区衛生組織等関係機関の協力を得て実施する。また、保健師等による巡回健康相談等の実施や精神保健相談等による心のケアを実施する。

- カ 避難期間が長期にわたるときは、避難所救護センター（仮称）を設置するとともに、精神科、歯科等を加えるなど、避難住民等の健康状態に配慮しながら医療活動の充実を図る。
- キ 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害のときは、医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動を行う。
- ク 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣されたときは、その指導のもとでトリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を行う。
- ケ 生物剤による攻撃があったときは、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）を行う。
- コ 生物剤及び化学剤による攻撃があり、国からの協力要請があったときは要請に基づき救護班の編成や医療活動を行う。
- サ 医療関係者に対して、必要な情報を適宜適切に提供するなどにより、医療関係者の安全の確保を図る。
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ア 被災者の捜索及び救出については、県警察、市町村、消防機関及び管区海上保安本部等と連携して実施する。
- イ 救出活動等の実施に当たり、被災地域を管轄する消防機関のみでは対応が困難と認めるときは、近隣市町村の消防機関へ応援を要請するなど必要な調整を行う。
- ウ 県内消防機関による対応が困難と認めるときは、他の都道府県への応援要請、消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請及び防衛大臣に対する自衛隊の派遣要請を行う。
- エ 安否情報、被災情報の収集については、市町村と連携し、第2編第2章第3、第3編第8章及び第3編第10章に定めるところにより実施する。
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ア 墓地、火葬場の所在地、県内火葬場の火葬能力及び必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の緊急手配先や調達可能数量等の情報をもとに、埋葬及び火葬について必要な調整や必要資材の給付を行うほか、武力攻撃事態等により多数の死者が発生し、当該市町村での火葬が困難な場合は、他市町村又は近隣県に協力要請する。
- イ 厚生労働大臣が墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めたときは、関係住民及び対象地域の市町村に対して当該特例措置により手続を行うことを迅速に周知する。
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ア 電気通信業者である指定公共機関に対して、第2編第3章2(2)の協議に基づき避難住民等の通信の確保のための通信機材の設置の協力を要請するほか、武力攻撃事態等による通話不能区域が発生したときは、通信の途絶の解消のための応急復旧及び通信機材による通信の確保を要請する。
- イ 避難住民等の通信の確保については、聴覚障がい者等への対応に配慮する。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ア 武力攻撃災害を受け、所有者の資力のみでは応急復旧ができない住宅については、市町村の協力を得て、状況調査を実施するとともに、応急修理を行う。

⑧ 学用品の給与

ア 武力攻撃災害により教科書を喪失し、又はき損した児童生徒に対しては、市町村の協力を得て、必要な数量を調査し、教科書の速やかな給与を行う。給与ができないときは、文部科学省等関係機関へ必要な応援を要請する。

イ 武力攻撃災害により教科書以外の学用品を喪失し、又はき損した児童生徒があるときは、市町村と連携を図り、適切な支援措置を講ずる。

⑨ 死体の捜索及び処理

ア 市町村、県警察、消防機関等の協力を得て死体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部等の発見した死体の引渡しを受ける。

イ 死体は、県警察・医師に依頼して、検視（見分）及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した死体については、洗浄等の処置を行う。

なお、身元不明死体については、市町村、県警察等の協力を得て身元の確認作業を行うとともに遺族等への引渡しを行う。

また、市町村の協力を得て、検視等に必要な場所を適宜確保するほか、死体の身元識別のため相当の時間を要するときなどについては、適当な場所に遺体安置場所を設け、死体を安置する。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石や竹木等が堆積したもので、所有者等による撤去ができないものについては、市町村の協力を得て速やかに状況調査を行うとともに、必要な除去を行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援の実施に当たり緊急の必要があり、やむを得ない場合は、国民保護法の規定に基づき次の措置を講ずる。

① 救援の実施に必要な医薬品等であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対して行う当該特定物資の売渡しの要請

② 前記の売渡要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

⑦ 医療の要請及び指示

(2) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用を行うに当たっては、公用令書を交付する。

(3) 指定行政機関等への要請

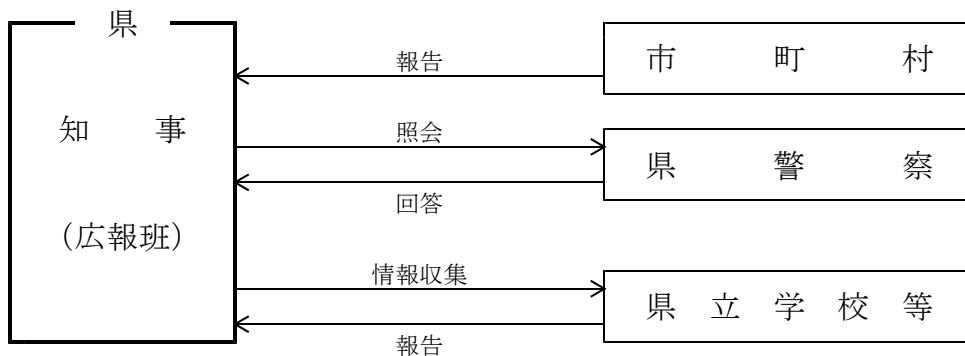
知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要な場合などであって県内で当該特定物資が十分に確保できない場合には、指定行政機関等へ特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し要請を行う。

第8章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集・整理

(1) 安否情報の収集

県は、市町村から報告を受けた安否情報を整理するほか、県立学校等への聞取や、県警察への照会などにより安否情報を収集する。



(2) 県警察の通知

県警察は、死体の検視(見分)、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

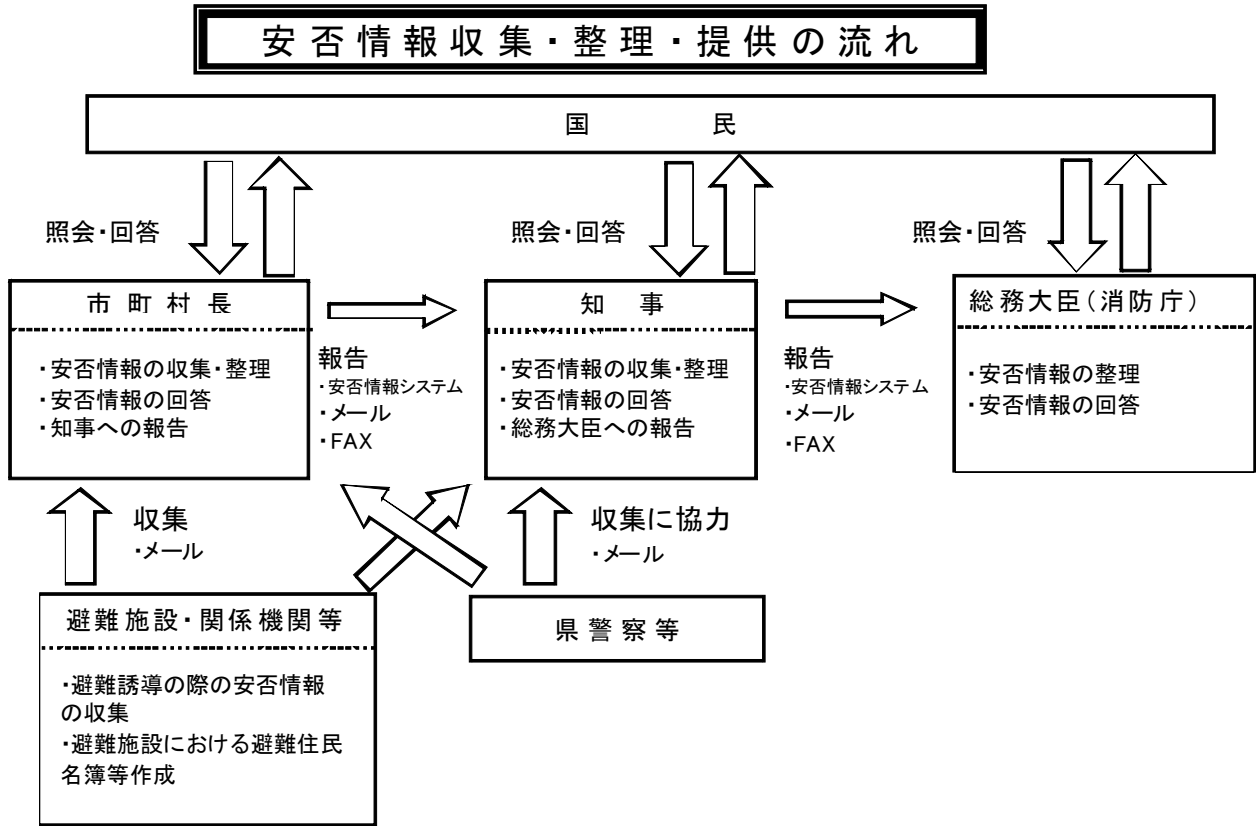
県は、業務を遂行する中で安否情報を保有している可能性のある運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。その場合は、各機関の自主的な判断に基づいて提供が行われるよう留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複しないよう整理する。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(第2編第2章第3の4参照)の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。



3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、県対策本部を設置するときは、同時に県庁、各県民局等に安否情報の照会窓口を設置するとともに、その電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県ホームページ等により住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、県庁、各県民局等の照会窓口で、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に記載した書面により受付ける。ただし、緊急を要する場合等には、この限りでない。

【様式第4号】

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣殿 (都道府県知事) (市町村長)		年 月 日
殿		申 請 者 住 所(居 所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会する理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

県は、照会に係る者の安否情報を保有・整理しているときは、次の手続きにより回答を行う。

- ① 身分証明書等により本人であることを確認する。
- ② 照会による回答が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する。
- ③ 安否情報省令第4条に規定する様式第5号の項目中、避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの2項目について原則として回答する。
 なお、上記2項目以外の事項について照会があった場合は、照会に係る者の同意があるなどの特別な事情があるときは、照会のあった2項目以外の事項について回答する。
- ④ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録する。

【様式第5号】

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

市町村による安否情報の収集は、避難誘導時における住民からの聞取や、あらかじめ協力要請している諸学校等からの聞取等により行うものとする。

また、市町村による安否情報の照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第9章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的な事項

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、措置を講ずるほか、自らの判断により、必要な措置を行う。

(2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃災害が発生し、これらの対処をするため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合などにおいて、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、爆弾等によるものと思われる火災の発生や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死など、武力攻撃災害の兆候とみられる事実を発見した者から通報があり、又は、市町村長、消防吏員等からの当該兆候を確認した旨の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、事実の有無の確認を行い、必要があると認めるときは、適時かつ適切に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事は、県内の生活関連等施設の安全に関する情報やその対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携し、必要な情報収集を行うとともに、関係機関の求めに応じて当該情報を提供する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

- ア 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、第2編第4章2(3)にあらかじめ定めた資機材の整備、巡回の実施等の措置を講ずるよう要請する。
- イ 県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、警察官の派遣などの可能な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。
- ウ 知事は、生活関連等施設の所管省庁から施設の管理者に対して安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請した旨の通知があったときは、その旨を県警察、消防機関その他の関係機関に通知する。

(3) 県が管理する生活関連等施設の安全の確保

- 知事は、県が管理する生活関連等施設について、第2編第4章2(2)であらかじめ定めたとともに従い、安全確保のために必要な措置を行う。
- この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

(4) 立入制限区域の指定の要請

- 知事は、生活関連等施設の安全確保のため必要があると認めるときは、速やかに、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。
- この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については直ちに、また、発電所、駅、空港等については、情勢により当該施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫しているときは速やかに、要請する。

(5) 立入制限区域の指定

- 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。
- 県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示するとともに、現場において、ロープ、標示板等を設置し、可能な限り、その範囲、期間等を明らかにするものとする。
- なお、海上保安部長等も県公安委員会と同様の措置をとることができることとされている。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

- 知事は、内閣総理大臣が生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして関係大臣を指揮して措置を講じたときは、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、当該生活関連等施設の周辺住民の避難等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、武力攻撃災害の防止及び防除のため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対して、警備の強化を求めるほか、危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(2) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、当該措置に加えて、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【参考】既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は次表のとおり。

【別表】 危険物質等の種類及び措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

危険物質の種類	区 分	措 置			要請権者
		1号	2号	3号	
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○	総務大臣
	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	12条の3	○	○	知事
	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの		○	○	市町村長
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(厚生労働大臣が当該登録の権限を有する場合)		○	○	厚生労働大臣
	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)		○	○	厚生労働大臣 知事
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの				
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条			経済産業大臣 知事 県公安委員会

第3編 武力攻撃事態等への対処

<p>高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>-----</p> <p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>-----</p> <p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>	<p>高圧ガス保安法 第39条</p>	<p>経済産業大臣 知事</p>
<p>原子力基本法第3条第2号の核燃料物質等</p>		<p>国民保護法 第106条(第64条第3項)</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
<p>原子力基本法第3条第3号の核原料物質等</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣</p>
<p>放射性障害防止法の放射性同位元素</p>		<p>放射性障害防止法第33条第4項</p>	<p>文部科学大臣</p>
<p>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p>	<p>下記以外のもの</p> <p>-----</p> <p>専ら動物のために使用されることが目的とされているもの</p> <p>-----</p> <p>薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</p>	<p>○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>農林水産大臣</p> <p>厚生労働大臣 知事</p>
<p>電気事業法の高圧ガス</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>主務大臣</p>
<p>化学兵器禁止法の毒性物質</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>			

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(1) 基本方針

水島コンビナートでは、現在、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、食品工業が操業しており、石油の貯蔵取扱量は987万klで、屋外タンク貯蔵所数1,415基、高圧ガス（不活性ガスを除く）の総処理量は146,885万Nm³/日で、高圧ガス貯槽数169基となっている。

また、現在、40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地の建設も進められている。

このような特性から、水島コンビナートにおいて武力攻撃災害等が発生した場合は、その規模・態様は広範囲かつ複雑であり、社会生活に重大な影響を及ぼすこととなるため、その対処について、次の基本方針により措置を行う。

- ① 県は、水島コンビナートにおける武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート災害の特殊性から、石油コンビナート等災害防止法の規定により、同法に定める措置を行うことを基本とするとともに、本計画に定める措置を迅速かつ適切に実施する。
- ② 石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として国民保護法第102条に規定する生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(2) 武力攻撃コンビナート災害に対する平素からの備えや予防

① 防災体制の充実

県は、「岡山県石油コンビナート等防災計画(水島臨海地区)」に定めるところに従って各防災関係機関が相互に効果的な機能を発揮できるよう体制の充実を図る。

② 通信連絡設備の整備等

関係機関は、有線電話、無線電話等の通信設備が常に活用できるようその整備に努めるとともに、関係機関連絡窓口を把握し、通信連絡システムを定める。

③ 研修及び訓練

ア 研修

水島コンビナートが武力攻撃を受けた場合には、攻撃そのものによる被害の他に、火災、爆発、有毒ガスの漏洩、油流出等の2次災害が予測されることから、岡山県石油コンビナート等防災計画に定める防災教育の内容に、武力攻撃災害の項目を加える。

イ 訓練

関係事業所、共同防災組織及び防災関係機関が一体となって実施している総合防災訓練に武力攻撃災害への対処に関する訓練項目を加える。

④ 資機材の整備等

防災関係機関は、2次災害防止のため、「岡山県石油コンビナート等防災計画(水島臨海地区)」に定めるところにより、防災施設、化学消防車、消火薬剤、オイルフェンス等の資機材の整備を図るものとする。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

県は、原子力事業所である（独）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに対する武力攻撃災害が発生したときは、地域防災計画（原子力編）、原子力災害対策実施要綱・マニュアルを基本に、国民保護措置の適切な実施を図る。

(1) 平素の準備

- ① 職員非常参集体制の整備及び情報収集伝達手段の確保
- ② オフサイトセンター立ち上げのための職員派遣体制、必要な資機材等の整備
- ③ モニタリング設備・機器の整備・維持及びモニタリング体制の整備
- ④ 緊急時医療資機材、ヨウ素剤、消火活動資機材及び要員の安全確保のための資機材の備蓄等
- ⑤ 緊急時被ばく医療派遣チーム派遣等要請のための準備
- ⑥ 国の原子力防災専門官等関係機関との密接な連携 等

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

- ① 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する関係機関への通報
 - ア 人形峠環境技術センターから通知があったとき
発生通報、連絡を受けた事項について、津山市並びに放送事業者、運送事業者及び医療関係機関である指定地方公共機関に連絡する。
 - イ 県の連続モニタリング情報又は消防、警察機関等からの連絡により異常等を把握したとき
人形峠環境技術センターに確認するとともに、文部科学省原子力安全課防災環境対策室及び経済産業省原子力防災課等に通報する。
- ② 緊急時モニタリングの実施
 - ア 平常時モニタリング結果のとりまとめを行い、上記文部科学省担当課等に連絡する。
 - イ 緊急時モニタリング本部を設置し、緊急時モニタリング実施計画の策定、緊急時モニタリングの準備を開始
 - ウ 第1段階の緊急時モニタリングの実施
 - エ 関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果の取りまとめとSPEEDIによる影響範囲の予測結果をオフサイトセンターに派遣した職員に対し連絡
 - オ 第2次モニタリングの実施
- ③ 国の対策本部長からの公示の通知
県は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための公示が国の対策本部長から発出された旨の通知を受けたときは、第3編第6章第1の1の警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 国の対策本部長による応急対策の指示
県は、国の対策本部長から住民の避難その他所要の応急対策について指示があったときは、自ら応急対策を行うとともに、鏡野町ほか関係機関にその実施を指示する。

⑤ 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長から、警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、国の対策本部における専門的な分析や判断をもとに避難実施の時期や範囲を決定し、第3編第6章第1、2の通知、伝達方法により、住民に対して避難の指示を行う。

また、住民の安全確保のために必要と認めるときは、通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により、緊急通報の発令や避難の指示などの応急措置を講じる。

ア 武力攻撃原子力災害が発生するおそれがあるとき

- ・屋内避難を指示
- ・被害がおよぶおそれがある地域に対しては、他の地域への避難の準備を指示

イ 武力攻撃災害が発生したとき

- ・コンクリート家屋等への屋内避難を指示

ウ 放射線物質等の長期放出が予想され、相当の被ばくのおそれがあるとき

- ・他の地域への避難を指示、誘導

⑥ 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあるときは、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

⑦ 食料品等による被ばくの防止

県は、モニタリング結果をもとに、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

⑧ 国、原子力事業者への措置命令の要請

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、経済産業大臣又は文部科学大臣等に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに対し、当該施設の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

⑨ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

⑩ 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報を速やかに提供するなどにより、応急対策にあたる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じたときは、国の方針に基づき、応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われたときは、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急の必要があるときは、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が汚染拡大防止のための措置を講ずるときは、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について国の対策本部から必要な情報を入手し、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、市町村、消防機関及び県警察から攻撃による被害状況や必要な物的・人的資源の情報などを集約・整理し、国に対して迅速な支援要請を行う。

このとき、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国と連携し、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国(厚生労働省及び農林水産省等)と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染されたときは、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生したとき、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、岡山県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 避難の指示

知事は、NBC攻撃のときの避難では、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えることなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長の避難措置の指示の内容を踏まえ、攻撃の特性に応じ、次のような避難の指示を行う。

① 核攻撃の場合

- ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から離脱及び地下施設等への避難を指示
- ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用を指示
- ・一定時間経過後における放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示
- ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示
- ・ダーティボムによる攻撃のとき、武力攻撃が行われた場所からの離脱及び近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、地下施設等への避難を指示

② 生物剤による攻撃の場合

- ・生物剤による攻撃が行われたとき又はそのおそれがあるときは、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所からの離脱及び外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域への避難を指示
- ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われたときは、感染者を隔離させるなどの措置を実施

③ 化学剤による攻撃の場合

- ・化学剤による攻撃が行われたとき又はそのおそれがあるときは、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所からの離脱及び外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域への避難を指示

(6) 知事・県警察本部長の権限

内閣総理大臣からの要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

(国民保護法)

法108条	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事は、広報車、立看板等により住民に退避の指示を速やかに伝達する。また、退避の必要がなくなったときも同様とする。
- ② 知事は、退避の指示をした場合は、市町村、県警察、その他の関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、次の方法等により警戒区域の設定を行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定し、又は設定を変更し、若しくは解除をしたときは、広報車等により、住民に周知する。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をしたときは、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村、県警察、その他の関係機関に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をしたときは、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定の措置を行い、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防等に関する指示

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

また、知事は、消防庁長官から武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

(2) 知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

(3) 知事は、消防庁長官から被災都道府県に対して消防の応援等の指示を受けたときは、県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

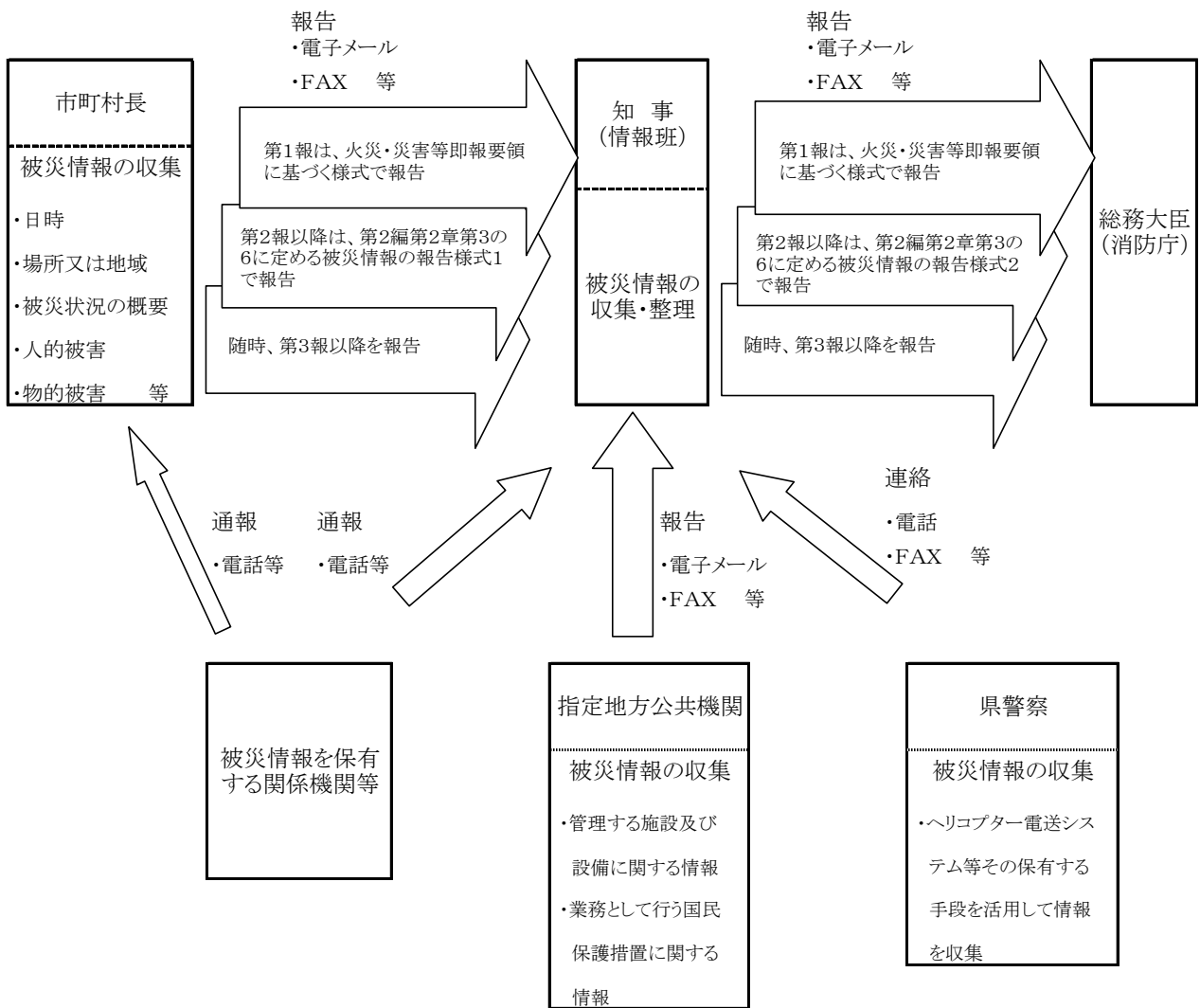
第10章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 県は、電話、FAXその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
また、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (2) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- (3) 県は、第一報を報告した後も、収集した被災情報について第2編第2章第3の6に定める被災情報の報告様式2により、消防庁に報告する。
- (4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中国管区警察局に速やかに報告する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

- (1) 市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。
- (2) 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。



第11章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

県は、保健衛生の確保のため、医療衛生班の中に、巡回保健チーム、食品衛生チーム、栄養指導チーム等を設け、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を行う。

(1) 保健衛生対策

避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健チームを派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者や障がい者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下によって、感染症等に罹患することを防ぐため、巡回保健チームにより、必要な啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生チーム等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導チームが栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害に伴って発生した廃棄物の処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県内の重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官から武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告がなされたときは、所定の手続により、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 県教育委員会は、重要文化財等の所有者から、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする場合において文化庁長官に対する支援の求めがあったときは、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するため、措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を施行する。
- ② 県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。
- ③ 当該責任者は、当該措置を実施するときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重するものとする。

第12章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の安定等を図るため、次のような措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視及び必要に応じた関係事業者団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等による情報の把握、国民への情報提供や相談窓口の設置

(2) 関係法令に基づく措置

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に基づく措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合においては、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）^{*}及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者^{*}に対し、

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

※岡山市、倉敷市に事務所等の所在地があるものを除く。

- ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合においては、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）^{*}及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者^{*}に対し、

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

※岡山市、倉敷市に事業場の所在地があるものを除く。

③ 物価統制令に係る措置

国が物価統制令第 4 条及び第 7 条並びに物価統制令施行令第 2 条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合における

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第 3 条第 1 項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第 8 条ノ 2 但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第 30 条第 1 項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する期間の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずる。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建ができるよう総合的な相談窓口を設置し、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた融資制度の創設を検討する。併せて、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 県は、工業用水の安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港等の施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関（岡山ガス㈱、(社)岡山県エルピーガス協会）は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関（(社)岡山県トラック協会、(社)岡山県バス協会、中鉄バス㈱、宇野自動車㈱、備北バス㈱、井笠鉄道㈱、岡山電気軌道㈱、下津井電鉄㈱、井原鉄道㈱、智頭急行㈱、水島臨海鉄道㈱、両備ホールディングス㈱）は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 病院その他の医療関係機関である指定地方公共機関（(社)岡山県医師会、(社)岡山県看護協会）は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第 1 3 章 交通規制

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、緊急車両の確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第14章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（法第157条）

① 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章。

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）。

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。



④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



（白地に赤十字）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITYCARD 常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/Nb. of card _____
許可権者の署名/Si gnature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTOHOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Si gnature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等（法第158条）

① 特殊標章

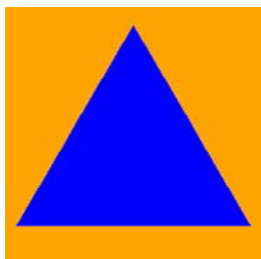
第一追加議定書第66条4に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。



③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Si gnature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Si gnature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」（以下「標章等の運用ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る使用の申請を受けたときは、交付要綱の規定に基づいて、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、標章等の運用ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 知事
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - イ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(3) 市町村長、消防長又は水防管理者は、標章等の運用ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

- ① 市町村長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う市町村の職員
 - イ 市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧

1 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、県工業用水道、電気事業等ライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道事業者である市町村又はガス事業者である指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があったときは、内容を検討し、所要の支援措置を講ずる。

2 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害で、防災行政無線等、関係機関との通信機器が損壊する等により通信に支障が生じたときは、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害により輸送路等が損壊したときは、広域的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生したときは、管理する道路、港湾施設、漁港施設及び空港施設等の輸送施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等に必要となる応急の復旧のための措置を講ずる。

4 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他の支援を要請する。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

また、県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。なお、必要に応じて、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについて、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、岡山県庁文書規程等に基づいて、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済について、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するとともに、手続項目ごとに下表のとおり担当部課を定め、迅速な処理を行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	概 要	担当部局等	主な関係課
権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)		
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課
	・食品	産業労働部 農林水産部	産業企画課 農 産 課
	・寝具	産業労働部	産業企画課
	・医療機器その他衛生用品	保健福祉部	医薬安全課
	・飲料水	産業労働部	産業企画課
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課
	・建設資材	土 木 部	監 理 課
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各部局等	関 係 各 課
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)		
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課
	・食品	産業労働部 農林水産部	産業企画課 農 産 課
	・寝具	産業労働部	産業企画課
	・医療機器その他衛生用品	保健福祉部	医薬安全課
・飲料水	産業労働部	産業企画課	
・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課	
・建設資材	土 木 部	監 理 課	
・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各部局等	関 係 各 課	
土地等の使用に関する事。(法第82条)			
・収容施設の供与	土 木 部	監 理 課	
・医療施設の開設	保健福祉部	医療推進課	
・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健福祉部	医療推進課	
応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)		関係各部局等	関 係 各 課
車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する 災害対策基本法第76条の3第2項後段)		危機管理課	関係機関
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各部局等	関 係 各 課
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		上記担当部局等	上記関係課
訴訟に関する事(法第6条、175条)		上記担当部局等	上記関係課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、岡山県庁文書規程等の定めるところにより、

適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には、岡山県庁文書規程等にかかわらず保存期間を延長する。

4 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、その国民保護計画に国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

市町村は、その国民保護計画に国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 復旧に関する県の実施体制

本編に掲げる武力攻撃災害の復旧に関する業務及びその担当部局等は次のとおりとする。

業 務	担当部局等
1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関する事	危機管理課
2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関する事	危機管理課
3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関する事	消防保安課
4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関する事	保健福祉部
5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関する事	土木部
6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関する事	土木部
7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関する事	企業局

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

本計画が対象として想定する緊急対処事態は、次のとおりである。(第1編第5章2の再掲)
県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の2に掲げる警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態は、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

岡山県国民保護計画作成・修正の経緯

平成18年3月 岡山県国民保護計画作成
平成19年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成20年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成22年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成23年3月 岡山県国民保護計画の一部修正

岡山県国民保護計画 — 平成22年度修正 —

発行 平成23年3月

編集 岡山県危機管理課

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話 086-226-7385